

令和元年度 あさぎり町議会第8回会議会議録（第21号）						
招集年月日	令和元年12月10日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和元年12月13日 午前10時00分			議長	徳永正道
	散会	令和元年12月13日 午後3時37分			議長	徳永正道
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 15名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	岩本恭典	○	9	豊永喜一	○
	2	市岡貴純	○	10	永井英治	○
	3	難波文美	○	11	皆越てる子	○
	4	加賀山瑞津子	○	12	小見田和行	○
	5	橋本誠	○	13	奥田公人	○
	6	久保尚人	○	14	溝口峰男	○
	7	小出高明	○	15	久保田久男	○
8	森岡勉	○	16	徳永正道	○	
議事録署名議員	9番 豊永喜一 10番 永井英治					
出席した議会書記	事務局長 大林弘幸 事務局書記 丸山修一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	愛甲一典	○	教育長	米良隆夫	○
	副町長	加藤弘	○	教育課長	木下尚宏	○
	総務課長	土肥克也	○	会計 管理者	田中伸明	○
	企画財政 課長	片山守	○	農林振興 課長	甲斐真也	○
	税務課長	那須正吾	○	商工観光 課長	北口俊朗	○
	町民課長	宮原恵美子	○	建設課長	大藪哲夫	○
	生活福祉 課長	上村哲夫	○	上下水道 課長	林敬一	○
	高齢福祉 課長	出田茂	○	農業委員会 事務局長	船津宏	○
	健康推進 課長	松本良一	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

### 議事日程（第21号）

- 日程第 1 議案第36号 あさぎり町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第37号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第38号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第39号 あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第40号 あさぎり町下水道条例等の一部を改正する等の条例の制定について
- 日程第 6 議案第41号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第 7 議案第42号 令和元年度あさぎり町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第 8 議案第43号 令和元年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 9 議案第44号 令和元年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第45号 令和元年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第46号 令和元年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第12 議案第47号 令和元年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第48号 令和元年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第49号 あさぎり町有機センターの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第50号 あさぎり町深田農産物処理加工施設の指定管理者の指定の取消しについて
- 日程第16 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第17 報告第14号 専決処分した工事請負契約についての議決を一部変更することの報告について
- 日程第18 地域公共交通調査特別委員会の報告について
- 日程第19 町有地払下げ及び補助金の支出等に関する調査特別委員会の中間報告について

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第36号 あさぎり町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第37号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第38号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第39号 あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第40号 あさぎり町下水道条例等の一部を改正する等の条例の制定について
- 日程第 6 議案第41号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

- 日程第 7 議案第 4 2 号 令和元年度あさぎり町一般会計補正予算（第 9 号）について
- 日程第 8 議案第 4 3 号 令和元年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 9 議案第 4 4 号 令和元年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 10 議案第 4 5 号 令和元年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 11 議案第 4 6 号 令和元年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 12 議案第 4 7 号 令和元年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 13 議案第 4 8 号 令和元年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 14 議案第 4 9 号 あさぎり町有機センターの指定管理者の指定について
- 日程第 15 議案第 5 0 号 あさぎり町深田農産物処理加工施設の指定管理者の指定の取消しについて
- 日程第 16 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 17 報告第 1 4 号 専決処分した工事請負契約についての議決を一部変更することの報告について
- 日程第 18 地域公共交通調査特別委員会の報告について
- 日程第 19 町有地払下げ及び補助金の支出等に関する調査特別委員会の中間報告について

## 午前 10 時 開 議

●**議会事務局長（大林 弘幸君）** 起立願います。礼。着席ください。

◎**議長（徳永 正道君）** ただいまの出席議員は 16 人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。ここで昨日の皆越議員の一般質問に対し、教育課長、それと健康推進課長より追加答弁の申し出がっておりますので、これを許可します。教育課長。

●**教育課長（木下 尚宏君）** おはようございます。昨日の 11 番、皆越議員からの体育協会、各種大会助成金の内容についての御質問がございました。競技大会につきましては、それぞれの競技団体で開催していただいておりますけれども、支部大会でございますとか、体育協会加入者への呼びかけによる大会、それから町民の方への呼びかけをしていただいて町民全体での大会開催などを行っていただいているところでございます。平成 30 年度におきましては、18 団体 98 件の開催がございました。決算額といたしまして 108 万 8,000 円を助成の実績がございました。以上でございます。

◎**議長（徳永 正道君）** 健康推進課長。

●**健康推進課長（松本 良一君）** 健康推進課分につきましてでございますけれども、ウォーキングで人生に活力と彩をとという広報紙の記事への問い合わせはどういうものがあったのかというようなこととお問い合わせがありましたけれども、健康推進課に対しては、特に問い合わせはなかったというようなことでございます。それから薬膳料理のレシピ集に関しましてどのような感想が寄せられたかというに関しまして、健康推進課に対しましては、どこに行けばレシピ集がもらえるかというような問い合わせが多くあったようでございます。それから食生活改善推進員のほうにですね、いろいろ感想が寄せられたというようなことで、家ですぐに作ってみましたという話が多くあったようです。男性からもあったというようなことでございます。それから薬膳で難しいと思っていたとか、これまでの薬膳料理のイメージと違っていたという意見が多かったようでございます。そのほかレシピ集のすべての料理をつくってみましたという方もおられたというようなことでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

**日程第1 議案第36号**

◎議長（徳永 正道君） 日程第1、議案第36号、あさぎり町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） おはようございます。議案第36号、あさぎり町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を定める必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） おはようございます。それでは、議案第36号について御説明申し上げます。まず、本条例の提案理由の中で、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴うものとしております。一部改正につきまして改正の概要を説明いたします。今回の両方の改正は、地方公務員の臨時非常勤職員の任用の適正を確保するために、任用制度の明確化が図られたものでございます。本条例は、その任用制度の一つである会計年度任用職員の給与等について規定を整備するものでございます。2ページをお願いいたします。条文に沿って説明いたします。まず第1条の趣旨では、この条例の根拠となる法律について記載し、目的を定めるものでございます。第2条会計年度任用職員の給与につきましては、会計年度任用職員の区分における給与の種類を定めるものでございます。第2条の1行目、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員、これをフルタイム会計年度任用職員といいます。その職員にあっては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当及び期末手当を支給するものでございます。同項第1号によって採用された会計年度任用職員、これはパートタイム会計年度任用職員でございます。にあっては、報酬及び期末手当を支給することを定めるものでございます。次に、最下段第3条フルタイム会計年度任用職員の給料から第6条フルタイム会計年度任用職員の給料の支給につきましては、フルタイム会計年度任用職員の給料の額、決定方法及び支給方法を定めるものでございます。5ページをお願いいたします。3ページをお願いいたします。その中で、第4条第1項に、後段に別表に定める等級別基準職務表を定めるものでございます。ページ飛びますが15ページをお願いいたします。ここに別表第4条関係として定める等級別基準職務表でございます。今回、会計年度任用職員の給料につきましては、職務の級として1級2級を定めることとしております。職務内容につきましては、1級が定型的または補助的な業務を行う職務2級が相当の知識または経験を必要とする職務とするところでございます。3ページにお戻りください。次に最下段第7条フルタイム会計年度任用職員の地域手当から、第16条6ページになります。フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額までにつきましては、フルタイム会計年度任用職員に支給するこれは第2条で定める諸手当でございますが、その額及び支給方法について定めるものでございます。なお、このフルタイム会計年度任用職員に支給する諸手当は常勤職員の規定を準用するものでございます。次に7ページ第17条につきましては、フルタイム会計年度任用職員の給料の減額といたしまして、勤務しなかった場合の減額の方法を定めるものでございます。次に、第18条パートタイム会計年度任用職員の報酬、から第27条14ページの第27条、パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額につきましては、パートタイム会計年度任用職員の報酬の種類、額、決定方法及び支給方法について定めるものでございます。14ページをお願いいたします。中ほどの第28条につきましては、会計年度任用職員の給与からの控除を定めるものでございます。いわゆる天引きができるものについて定めるものでございまして、この控除につきましても常勤職員の規定を準用するものでございます。次に第29条、町長が特

に必要と認める会計年度任用職員の給与につきましては、任命権者に委任できる規定を定めるものでございます。第30条パートタイム会計年度任用職員の通勤にかかる費用弁償及び第31条パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行にかかる費用弁償につきましては、パートタイム会計年度任用職員の通勤にかかる費用弁償及び公務のための旅行にかかる費用弁償についてそれぞれの額及び支給方法を定めるものでございます。15ページをお願いいたします。第32条につきましては、必要な時効の規則への委任規定を定めるものでございます。この条例は令和2年4月1日から施行することとするものでございます。以上、説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） この問題について一般質問をした経緯があるわけですが、そのときの説明からすると随分変わってきたなというふうに思っております。人材派遣や業務委託あたりまでも入ってきたというふうに前回の全協での説明もあっておりますけれども、できればですね、人材派遣や業務請負と言ってもかなりの人数があり、部署も相当ありますが、相当人件費の高騰が出てきたんではないのかなど。当初よりは多くなったような感じがするんですけど、その辺をですねもう1回整理していただいて、全協の中では教育審議員から文書配達員までの部分でありますけれども、あとその人材派遣とか業務請負、そういった部分については全くを記載がありません。もう少しわかりやすく作っていただいて、そしてどれくらいの給与が増額なるのかももう1回その辺を御答弁いただきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい、今回この条例を制定するに当たりまして、内部での検討を進めてまいりました。その検討の中で、今議員からありました町が委託する業務請負、また派遣職員、派遣業務につきましても、今回の制度の趣旨につきましては、やはり同一労働同一賃金という大きな目的がございます。このことから、先ほど言いました委託業務に係る費用につきましても同様の取り扱いを取るということで制度化をしたところでございます。口頭での説明になりますが、その資産につきまして御説明申し上げます。人材派遣業務請負につきましては、現在それぞれ業務を申し上げます。給食センター給食業務、運搬業務委託、学校図書業務委託、学校用務業務委託、作業員業務委託、作業員、これは2課にあるものでございます。水道量水器検針及び施設管理業務委託、救護施設における調理業務委託、以上の業務につきまして、人材派遣または業務請負で委託しているものでございます。今回のこの制度導入に当たりまして、影響する額といえますか増額になることとなります。試算によりますと、令和2年度につきましては、これは会計年度任用職員につきましても、期末手当を支給することとなりますが、4月からの制度が始まるということで、在職期間に応じたの期間率を設けることといたします。6月が最初の支給となりますが、2カ月と1日の勤務となりますので、規定によりまして100分の30、30%の支給となります。その減額を加味いたしまして、1年目は720万ほどの増額になる試算となっております。次に2年目につきましては、継続して、引き続きその方がそこに従事される場合には、前歴として在職期間を換算いたしますので、6月の期末につきましても、すべて払うこととなります。2年目につきましては、1,650万ほどの増額になるという試算をしているところでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。他にございませんか。加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） 4番です。会計年度任用職員の給与表の説明がですねこの間の全協のときにもありまして、その際に私はしらがね寮の臨時職員さんの介護員の位置づけが一般職ということでしたが、私は介護を要する施設ではなく救護施設っていう意味合いで一般職ということになっていると思っておりますが、今後利用者の方の高齢化等考えて、専門職として取り扱うべきではないかということ御提

案をしておりました。その際、本当は本来担当課長のほうから答弁をいただくべきだと思いますけれど、全協の折町長副町長のほうから業務内容の確認をするっていうお話でしたので、検討の方法はいかがだったでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 副町長。

●副町長（加藤 弘君） はい。お答えいたします。その後、確認をしました。しらがね寮は生活保護法の中の救護施設ということで、そこに必要な資格というのが、施設長それから栄養士看護師、それから指導員の4種類の資格は必要ということで、あとは一般職で現在は対応しているということでございます。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） はい。職員サイドの組織表っていうかそれについては理解できましたが、私もしらがね寮のほうに利用者の方の今ADLっていうか状況についてお伺いしましたら、先日心配しておりました胃ろう、PEGとかですね、それであったり食事介助っていう医療的なことを含めて介助が必要な方については、専門的な機関のほうへ移っていただいているっていう答弁はいただいておりますが、今後ケアっていうか支援が必要になってくるその瀬戸際の方の見きわめっていう部分です。ねかなりスキルっていうか技術が要るのではないかと思います。今の中では一般職という位置づけですが、この救護施設っていうのが各町村にあるわけではなくほとんど九州内に幾つかしかありませんし、参考にされる業務の割り当てっていうのも難しいと思いますが、ぜひ今後のですね利用者の方へのケアという部分も含めて、私はこの介護職の方の位置づけという部分について、また今後も御検討いただきたいと思ってお尋ねしております。

◎議長（徳永 正道君） 副町長。

●副町長（加藤 弘君） はい。議員、福祉の専門家でありますので、詳しい中まで御存じですので、詳しくお答えをさせていただきたいと思っております。人吉球磨ではですね、しらがね寮にお願いをしている人の多くは人吉福祉事務所、それから旧町村を所管しておりますのが県にあります球磨福祉の中で、それぞれのケースワーカーさんがその家庭、生活保護の方の状況を見ながらですね個人で自立するのが困難である方をしらがね寮なり県内に7カ所そういう施設がありますが、ケースワーカーさんが施設に連れていって本人がまず承諾するか、それと施設が受け入れ可能なのかの見きわめをしながら認定されているようなんですけど、今おっしゃったようにいろんな方が来てます。高齢になられて介護が必要になる方は福祉介護施設に行かれますが、その段階がですね今いろいろありましてですね、初期の段階から厳しい段階まで、それから障害をお持ちでしかやむを得なく生活保護になるなられた方で、家庭生活、自立ができないかという方、障害にも身体それから精神ですね、それから知的でいろんな障害を持ちやむを得なく入寮したいということになった方もそれぞれさまざまです。現在はですね、そういう一般職の方は、県の社会福祉協議会が主催する研修会、それから熊本県救護施設協議会という二つの研修に行って、一般の方が技術とかいろんな知識を深めてされていらっしゃるっていうのが現状ですね。中には自分みずから、介護福祉士とか社会福祉教育主事とられて自主的にされて今対応しておられるということです。今はだんだん高齢化社会になって今おっしゃったとおり、いろんな一般ではどうかなっていうグレーゾーンの方が多くいらっしゃるということです。もうちょっとですねまた中の施設のほうにも行って話を詳しく聞いてですね今後どのように対応すべきかというのはもう少し時間をいただいて検討してみたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。ございませんね。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから議案第36号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 賛成起立多数です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

## 日程第2 議案第37号

◎議長（徳永 正道君） 日程第2、議案第37号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第37号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、関係条例の規定の整備等を行う必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） では、議案第37号について御説明申し上げます。この条例につきましては、先ほど可決いただきました議案第36号での会計年度任用職員制度の創設によりまして、その制度に係る12の条例につきまして整備等を行うものでございます。では新旧対照表により説明いたします。9ページをお願いいたします。まずあさぎり町職員定数条例の改正でございます。改正につきましては、一般職員の職員の定義を修正するものでございます。次のページをお願いいたします。10ページでございます。あさぎり町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の改正につきましては、本条例中に引用している法律の条項及び字句の修正を行うものでございます。11ページをお願いいたします。あさぎり町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、次ページのあさぎり町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例につきまして、また次のページ13ページ、あさぎり町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、次ページ14ページ、あさぎり町職員の育児休業等に関する条例、この四つの条例改正につきましては、今回創設する会計年度任用職員を対象に追加するものでございます。18ページをお願いいたします。あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例の改正は、会計年度任用職員を対象から除外するものでございます。19ページをお願いいたします。あさぎり町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の改正につきましては、会計年度任用職員を対象に追加し、あわせて字句の修正を行うものでございます。21ページをお願いいたします。あさぎり町職員等の旅費に関する条例の改正では、パートタイム会計年度任用職員を対象から除外するものでございます。22ページをお願いいたします。あさぎり町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正では、臨時的任用職員等及び会計年度任用職員を対象に追加するものでございます。次のページをお願いいたします。23ページです。あさぎり町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の改正ではフルタイム会計年度任用職員を対象に追加するものでございます。次に24ページでございます。あさぎり町の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正は、一般職の非常勤職員、26ページから27ページの別表に定める職員でございますを会計年度任用職員として移行するため、本条例の対象から除外するものでございます。最後に8ページをお願いいたします。最後の行でございます。附則について御説明申し上げます。この整備条例につきましては、令和2年4月1日から施行することとし、先ほど可決いただきました議案第36号と同様に施行するものでございます。以上、説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長(徳永 正道君) これから議案第37号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第37号は原案のとおり可決されました。

### 日程第3 議案第38号

◎議長(徳永 正道君) 日程第3、議案第38号、成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行について伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第38号成年被後見人等の権利の制限にかかわる措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。成年被後見人等の権利の制限にかかわる措置の適正化等を図るため、関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の規定の整備等を行う必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 総務課長。

●総務課長(土肥 克也君) では、議案第38号について御説明申し上げます。まず、提案理由としております整備法律につきまして概要について説明いたします。今回の整備法では、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人に係る欠格条項他の権利の制限に係る措置の適正化を図るための措置を講じるため、約180の法律が整備されたものでございます。これに伴い、改正法を引用する条例の改正及び整備法の条例について整備法の趣旨にのっとり改正するものでございます。今回、計8の条例を改正するものでございます。条例改正の内容につきましては、各所管課より説明をいたします。なおこの条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。

◎議長(徳永 正道君) 町民課長。

●町民課長(宮原 恵美子さん) おはようございます。町民課からはあさぎり町印鑑条例の一部改正について御説明申し上げます。印鑑条例につきましては総務省から出されております印鑑登録証明事務処理要領に準拠いたしております。今回の改正につきましては、成年被後見人の一律な権利制限が見直されたことに関連しまして、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことに伴いまして改正を行うものでございます。送っております5ページの新旧対照表をご覧ください。第2条で登録資格を規定いたしております。第2条第2項中、成年被後見人を意思能力を有しないものに改めるものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長(徳永 正道君) 総務課長。

●総務課長(土肥 克也君) はい。では総務課所管分を説明いたします。6ページ、あさぎり町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例から、次のページあさぎり町教育委員会教育長の給与等に関する条例、9ページからのあさぎり町一般職の職員の給与に関する条例、13ページのあさぎり町職員等の旅費に関する条例、この4条例につきましては、整備法により地方公務員法に置いて一般職の職員となり、または競争試験もしくは選考を受けることができないとする欠格条項から、成年被後見人等が削られる改正が行われま



した。その改正に伴い各条例におけるもので、改正カ所を引用する部分を改めるものでございます。次16ページをお願いいたします。あさぎり町消防団条例でございます。この改正につきましては、整備法の趣旨を踏まえた消防庁通知に基づき、成年被後見人等は消防団員となることができないとする規定を削除するものでございます。以上、総務課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい。それでは上下水道課所管分につきまして御説明いたします。14ページをお願いいたします。あさぎり町下水道条例でございます。第8条第1項一行目に、第6条第1項の指定とございますが、この規定は、排水設備等の新設等の工事は、町長の指定を受けたものでなければ行ってはならないというものでございます。今回の上位法改正によりまして、第8条第1項第4号の成年被後見人、もしくは被補佐人の文言を削除しまして、新たに第4号の2、精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって、必要な認知判断及び意思疎通を適切に行うことができないものを追加したものでございます。上下水道課分は以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） おはようございます。それでは最後の17ページになります。生活福祉課関係分について説明いたします。あさぎり町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正となります。表中第23条につきましては、家庭的保育を行うものの要件を定めております。第2号のアンダーライン部分の法第34条の20につきましては、児童福祉法で養育里親及び養子縁組里親となることができないものを第1号から第4号まで各号で定めておりますけれども、今般の児童福祉法の一部改正によりまして、第1号に規定してありました青年被後見人または被補佐人とあったものを今回削除されたことに伴いまして、第2号以降が繰り上がったものとなっております。説明以上でございます。提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから、議案第38号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第38号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第39号

◎議長（徳永 正道君） 日程第4、議案第39号、あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第39号あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。令和元年8月7日に出された人事院勧告及び同年10月10日に出された熊本県人事委員会勧告にかんがみ、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい、では議案第39号につきまして御説明申し上げます。8ページの新旧対

照表により説明申し上げます。今回の給与改定につきましては、人事院勧告と同様の改定を行うものでございます。まず、起債がちょっと前後いたしますが、第3条で定めております別表第1、一般職給料表について改めるものでございます。今回の給与改定につきましては、一般職給料表の水準の引き上げを行うこととしております。代表といたしましては、大学程度初任給を1,500円。高卒程度初任給を2,000円引き上げることとしております。よって、30代半ばまでの職員が在職する、号級につきまして平均0.1%の改定を行うものでございます。別表1、第3条関係について改正を行うものでございます。次に、上の段の勤勉手当につきましても改定を行います。勤勉手当につきましては、年間支給月数の引き上げを行うこととしております。現行の年間4.45月分を4.50月分、0.05月分の増をするものでございます。この増につきましては、勤勉手当に配分することとし、この新旧対照表のとおり100分の92.5。12月に支給する場合には100分の97.5に改めるものでございます。ここに0.05月分を増するものでございます。次の14ページをお願いいたします。次に住居手当につきまして改定を行います。住居手当につきましては、手当の支給対象となる家賃額の下限及び手当額の上限をそれぞれ引き上げるものでございます。具体的に申し上げますと、支給対象の家賃額の下限、現行1万2,000円を4,000円引き上げ1万6,000円といたします。そして、手当額の上限を現行2万7,000円から1,000円引き上げ2万8,000円とするものでございます。14ページの住居手当第13条につきまして以上の改定を行う改正となるものでございます。15ページをお願いいたします。次に勤勉手当について改めることといたします。先ほど年間の支給月数を0.05月分改訂すると申し上げました。今回、今年度の改定につきましては12月期に0.05月分を支給することといたします。勤勉手当、これは期末手当についても同様でございますが、6月、12月期を均等に払うという取り決めになっておりますので、令和2年度につきましては、6月と12月に支給する月数を100分の95に均等に配分する改正でございます。ページ戻ります。5ページをお願いいたします。下のほうの附則について御説明申し上げます。まず第1条といたしまして、施行記述等を定めております。この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3条の規定は令和2年4月1日から施行するとしております。本来、条例自体につきましては、公布の日から施行することといたしますが、第2条で定める住居手当の改定また、その改定に伴う経過措置、これは附則第3条でございます後ほど説明申し上げますにつきましては、来年度令和2年4月1日から施行するとしております。次に6ページの附則第1条第2項の規定でございますが、第1条の規定による改正後のあさぎり町一般職職員の給与に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用するとしております。これにつきましては一般職給料表を改正するというようにしております。給料表の改定につきましては、本年4月1日に遡及して適用するものでございます。次に第2条につきましては、給与のうち払いを定めるものでございまして、遡及適用する場合には、既に支払ったものは、改正後の給与とみなすという規定を定めるものでございます。次に第3条、住居手当に関する経過措置の規定でございます。これにつきましては、今回下限を引き上げることによって、家賃額が5万9,000円を超える以上のものが、片方の上限額が引き上げになる、その額に影響することになります。よって、5万9,000円を下回るものに対しては、今回の改正によって手当額が引き下げられることとなります。その引き下げに対する経過措置でございまして、来年1年度、令和2年度においては、2,000円以上引き下げられるものにあつては、その2,000円を控除した分を経過措置として支給するというものでございます。具体的に申し上げますと、今回の改定によりまして、手当額が3,000円減る場合には、2,000円を引いた分1,000円を1年度間支給するという経過措置を講じるものでございます。これにつきましても、国と同様の経過措置になるものでございます。では、最後に7ページをお願いいたします。第4条につきましては、規則への委任を定めるものでございます。以上、説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから議案第39号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第39号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第40号

◎議長（徳永 正道君） 日程第5、議案第40号あさぎり町下水道条例等の一部を改正する等の条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第40号、あさぎり町下水道条例等の一部を改正する等の条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。あさぎり町下水道事業に地方公益企業法の全部を適用することに伴い、関係条例の整備する必要があります。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より御説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい。それでは、議案第40号につきまして御説明いたします。今回の改正につきましては、あさぎり町下水道事業におきまして、令和2年度から地方公営企業法適用とするために、関係する条例の改正を行うものでございます。既に御承知のとおりでございますが、総務省が下水道事業の公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップを示しておりまして、人口3万人以上の自治体は、令和元年度までに地方公営企業法適用に移行、3万人未満の自治体もできる限り移行する。令和5年度までにはすべての自治体が移行するように要請されているものでございまして、本町におきましては、平成29年度から本年度までの3カ年をかけまして以降の準備を進めてきたところでございます。それでは新旧対照表で説明させていただきます。6ページをお願いいたします。まず今回改正いたします各条例をご覧くださいと思います。6ページから掲載をしておりますあさぎり町水道事業の設置等に関する条例でございます。次に10ページから掲載をしておりますあさぎり町簡易排水処理施設の設置及び管理に関する条例でございます。次に15ページに掲載をしておりますあさぎり町簡易排水事業受益者分担に関する条例でございます。次に16ページから掲載をしておりますあさぎり町下水道条例でございます。次に30ページから記載をしておりますあさぎり町下水道事業受益者分担に関する条例でございます。次に33ページに掲載しておりますあさぎり町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例でございます。次に34ページに採用しておりますあさぎり町課設置条例でございます。次に35ページに掲載をしておりますあさぎり町下水道事業特別会計条例、以上の8本の条例の一部を改正する等の条例の制定でございます。改正部分が非常に多くなっておりますので主な改正点につきまして御説明させていただきます。6ページをご覧くださいと思います。あさぎり町水道事業の設置等に関する条例でございます。御承知のとおり水道事業につきましては、従来から地方公営企業法適用として条例を制定しておりまして、今回はあさぎり町水道事業をあさぎり町水道事業及び下水道事業に改めまして水道・下水道ともに、法を摘要として条例を整備するものでございます。右側の改正後の中ほどの第2条第2項につきましては、下水道事業の設置を規定したものでございま

す。第3条では、下水道事業に地方公営企業法を適用することを規定したものでございます。7ページをご覧いただきたいと思います。改正後の第3項、第4項には、下水道事業及び簡易排水施設事業の内容を掲げたものでございます。移行の改正につきましては、その多くが町とありますのを上下水道課、あるいは上下水道事業、町長とありますのを管理者。また規則とありますのを規定にいずれも地方公営企業法の規定にあわせて改めるものでございます。第5条では本町におきましては地方公営企業法第7条で定める管理者は置かないものとしておりますが、第5条第2項におきまして管理者の権限を行う町長を本条例では管理者と規定しているところでございます。34ページをご覧いただきたいと思います。あさぎり町課設置条例でございます。第2条第1項第11号、上下水道課の分掌事務でございますが、これまでの上下水道課は町長部局としての下水道担当と公営企業である水道担当という体制であったわけでございますが、下水道の地方公営企業法適用後は、上下水道課全体が公営企業となるということになります。よって、町長部局としての事務としましては、浄化槽に関することのみが残ることになりますので、このように改めるものでございます。もう少し補足をいたしますと、下水道事業におきましては、地方公営企業法、地方自治法、下水道法等に基づきまして、管渠やマンホール等の町が整備した財産を受益者の皆様から徴収させていただき使用料、その他の収入をもって維持管理更新等を行い、それらを複式簿記をもって経営していくといった確立された公営企業会計を適用するものでございます。一方、浄化槽につきましては、あくまでも個人の財産でございまして、使用料収入も自治体の更新も発生しませんので、公営企業経営とは相容れないものでございまして、町長部局での事務として残すものでございます。35ページをお願いいたします。最後になりますが、あさぎり町下水道事業特別会計条例でございます。今回の下水道事業の地方公営企業法適用によりまして廃止をしまして別途会計規程を定めるものでございます。今回の改正条例につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから議案第40号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第40号は原案のとおり可決されました。

## 日程第6 議案第41号

◎議長（徳永 正道君） 日程第6、議案第41号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第41号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について提案いたします。提案理由を申し上げます。一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由であります。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） では、議案第41号について御説明申し上げます。2ページの規約変更理由書

に記載しております通り熊本県市町村総合事務組合規約第3条第1号に規定する退職手当事務につきまして、令和2年4月1日より熊本県後期高齢者医療広域連合が加入するものでございます。次ページの新旧対照表でございますが、左側の変更後をご覧ください。第3条第1号退職手当事務を行うものに1番末尾でございますが、熊本県後期高齢者医療広域連合を加えるものでございます。1ページをお願いいたします。今回の規約の変更につきましては、構成町村での同文議決を行うものでございまして、中ほどにあります附則のとおり、この規約は令和2年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから議案第41号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議長（徳永 正道君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時12分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

#### 日程第7 議案第42号

◎議長（徳永 正道君） 日程第7、議案第42号、令和元年度あさぎり町一般会計補正予算第9号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第42号、令和元年度あさぎり町一般会計補正予算第9号について提案いたします。令和元年度あさぎり町の一般会計補正予算第9号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,973万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億4,783万1,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） はい、あさぎり町一般会計補正予算第9号について説明いたします。第1条第2項から朗読させていただきます。以後、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。次に6ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正の追加でございます。6ページから8ページまで全部で36業務を計上しております。全体として今回の債務負担行為の追加は、来年度事業及び来年度以降の事業について、新年度4月1日からの業務開始に合わせて準備行為が必要となり、本年度中に契約まで終了させる必要があるということで計上したものでございます。企画財政課分につきましては、番号の2番及び5番から10万までとなっております。まず2番の固定資産台帳システム保守業務であります。公会計の統一基準による財務諸表作成に必要な固定資産の台帳整備に伴う保守業務でございます。人件費の見直し、消費増税のため昨年度より43万2,000円の増加がっております。5番

の防災告知機器保守管理業務でございますが、280メガヘルツ防災ラジオの1年間の保守管理業務でございます。次のふるさと寄附管理システム保守業務につきましては、ふるさと寄附の台帳管理をしているシステムの保守となります。ふるさと納税申し込み受付業務ふるさとチョイスは、ふるさと納税ポータルサイトふるさとチョイスでの受付サービスでふるさと納税寄附額の5%となっているところでございます。次のふるさと納税申し込み受付業務楽天はふるさと納税ポータルサイト楽天での受付のサービスで、ふるさと納税寄附額の8%となります。この二つはどちらも受け付けのサービスでございます。次のふるさと納税一括代行業務につきましては、ふるさと納税ポータルサイトさとふるへの委託料となりますが、ふるさと納税寄附額の12%ということになっております。さとふるではふるさと納税の受け付けから管理、受領証明書発行までを一括して行っていただいております。次に11ページをお願いいたします。歳入でございます。企画財政課所管分について説明いたします。3段目の目1地方交付税です。今回の補正予算の財源調整として普通交付税で調整をいたしております。次のページです。最下段の節1指定寄附金の2行目、ふるさと寄附金でございます。現行予算で8,000万円計上しておりましたが、さらに収納できる見込みとなりましたので今回追加して3,000万円を計上するものでございます。次に14ページをお願いいたします。続きまして歳出でございます。全体といたしまして人件費につきましては、総務課長から説明がございますので説明を割愛させていただきます。中ほどの目3文書広報費の時間外手当でございます。広報あさぎりの取材等で時間外手当が不足しますので計上したものでございます。次に最下段目7企画振興費です。次のページの節19負担金補助及び交付金におきまして、地方バス運行等特別対策補助金でございます。当初予算では本年4月にバス路線の見直しがあったために、前年度より減額した2,300万円を予算計上しておりましたが、最終的な額が2,676万8,000円となりまして、376万8,000円が不足しますので予算計上したものでございます。次の目14基金費のふるさと基金積立金につきましては、歳入で計上しましたふるさと寄附金を積み立てるものでございます。3枠目の目15地域情報通信基盤整備推進事業費でございます。節4共済費、節7賃金につきましては、防災ラジオ関係で雇用している臨時職員分となります。節11修繕料につきましては、防災スピーカーの修繕が本年度は多くなっておりまして不足いたしますので予算を計上するものでございます。次に目17ふるさと寄附対策費でございます。ふるさと寄附お礼品としまして1,984万5,000円を計上しております。今回歳入で計上しました寄附金、3,000万円の30%とあわせまして、送料分をここで計上しているところでございます。現行予算では、8,000万円の収入見込みに合わせて返礼品を送付している送料につきまして計上もれをしておりまして。このため、ここでは1億1,000万円の9%の額と配送分の送料を合わせて今回計上するものでございます。次の節12役務費の郵送料は受領証明書等の郵送料でございます。節13委託料のふるさと寄附特産品発送業務委託料については、ふるさと振興社分の委託料でふるさと寄附申し込み受付業務委託料はふるさとチョイス楽天分の委託料です。次のふるさと寄附一括代行業務委託料は、さとふる分でございます。当初寄附額の50%程度が経費になると報告もしておりましたが、今回の計上漏れ分の送料を加えますと、60%程度が経費になるということで、訂正しておわび申し上げたいと思います。その下の節19負担金補助及び交付金のふるさと納税自治体連合負担金につきましては、2カ年ほど加入しておりましたが、余りメリットがありませんでしたので脱会しましたので減額するものでございます。枠の1番下、目20事業推進費の普通旅費、駐車場使用料でございます。先月11月に企画財政課内に事業推進室が設置されまして業務を行っておりますが、その業務の一環として徳島県下美山町のNPO法人や校舎の研修と、新潟県見附市のまちづくり、それからアグリバレー等の関連について研修させたいということでございますので、職員2名分の旅費を計上したものでございます。企画財政課所管分の説明は以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君）では引き続き総務課所管分を説明いたします。6ページ第2表債務負担行為補正について説明いたします。この表での総務課所管分につきましては、番号1、3、4の3業務でございます。まず番号1の議会映像配信システム保守管理業務につきましては、当議会会議のライブ及び録画映像を配信するためのシステムであり、通年議会への対応、また常時視聴サービスを提供するため、通年運用を行うものでございます。内訳といたしましてシステム及び回線使用並びにシステム補修及び映像編集にかかる費用でございます。前年度より21万4,000円減額となっております。これは前年度はスマートフォン対応版への移行の費用分を計上していたことによるものでございます。次に番号3、公共施設マネジメントシステム保守業務につきましては、このシステムは本庁の公共施設の基本情報を蓄積管理し分析評価するためのシステムであり、年度初日から使用する必要があるものでございます。内訳といたしまして、システム使用訪問サポート及び機能保守にかかる費用でございます。前年度より6万8,000円現額となっております。これは、このシステムに参加する自治体の数が増えたことにより負担が減るものでございます。最後に番号4、旧庁舎等自家用電気工作物保安管理業務につきまして説明いたします。この業務は、旧上村、旧岡原村及び旧須恵村庁舎並びに旧須恵中学校に設置する自家用電気工作物の維持及び運用に関する法案を常時確保するために電気保安法人に委託するものでございます。内訳は、月次、年次、臨時の点検、電気事故の対応にかかる費用でございます。前年度比較7万9,000円の増額となっております。これは消費増税に伴うものでございます。次に総務課所管分歳入につきまして説明いたします。12ページをお願いいたします。最上段目1総務費県補助金につきましては、権限移譲事務交付金につきましては、本年度の交付金の額が決定したものでございます。11業務に対し交付されるものでございまして、41万を増額するものでございます。次の枠、目1総務費県委託金でございます。これは、令和2年3月5日告示、3月22日執行の県知事選挙に対する委託金でございます。委託金は執行に要する経費の全額に対し交付されるものでございます。三つ目の枠、目1不動産売払収入では、町有地の未利用地一筆、川辺川農業水利事業資源施設用地4室、県道小枝深水線改築工事の用地として4筆、法定外公共物2筆を売り払った収入でございます。14ページをお願いいたします。歳出を御説明申し上げます。まず、今回の補正では、一般職給料、勤勉手当及び共済費の改定による増額分を計上しております。また、改定に伴う諸手当等への影響分合わせて、人事異動在職期間、諸手当の変更等支給実績による補正を行うものでございます。このことから、人件費を計上するすべての科目において所要額を補正するものであり、各科目での説明は省略させていただきます。なお、この取り扱いは特別会計においても同様に補正するものでございます。特別会計での説明も省略させていただきます。総務課所管分で15ページをお願いいたします。目14基金費でございます。積立金といたしまして、歳入で御説明申し上げました町有地の売払収入を公共施設整備基金に積み立てるものでございます。16ページをお願いいたします。下の枠、目7県知事選挙費でございます。これは、令和2年3月22日執行の県知事選挙に要する節1報酬から次ページ節14使用料及び賃借料までの経費を計上するものでございます。財源につきましては、すべて県委託金を充てるものでございます。では23ページをお願いいたします。中ほどの枠、まず目1消防総務費では、歳入で説明の権限移譲交付金の決定により、上球磨消防組合で共同処理する二つの業務について減額するものでございます。次に、目2非常備消防費では、公益財団法人日本消防協会が設置する日本消防会館の老朽化に伴う建てかえに対する消防団の協力金に対し助成をするものでございます。当該協力金は団員1人当たり1,000円を本年度から3年間とされており、本年度は基本団員606人分を補正するものでございます。目4防災管理費では昨年度に策定した防災拠点施設基本構想において、場所及び配置並びに規模について再検討するための委託料を計上するものでございます。最後に給与費明細につきまして御説明申し上げます。26ページをお願いいたします。ここからが給与費明細でございます。まず特別職につきましては、長等におきまして、町長副町長の在職期間に応じた補正、またそ

の他の特別職では、県知事選挙における投開票管理者及び立会人の報酬を計上しているものでございます。次の27ページをお願いいたします。一般職の給与費でございますが、今回の給与費の補正の総額につきましては、総括の表比較の欄の額のとおりでございます。また、職員手当の内訳は下表のとおり区分するものでございます。28ページをお願いいたします。この表では、今回の給与費の補正の自由である給与改定及び在職期間、諸手当の変更等による補正額を事由別に示すものでございます。よって、給与改定に伴う増減分、制度改正に伴う増減分が給与、今回の給与改定に基づく増額分でございます。また、その他の増減分に、ほかの在職期間、諸手当変更等による補正額を示すものでございます。以上、総務課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） それでは税務課所管分について御説明申し上げます。6ページをお願いします。債務負担行為の補正でございます。税務課分、10番目の地方税電子申告システム使用料です。これまでは企業から納められておりました法人住民税や個人住民税の特別徴収分につきましては、それぞれの自治体ごとに企業から納められておりましたが、今回共通口座に一括納付することによりまして、自治体の指定する口座に振り込まれる仕組みとなりまして、企業の手間が省けて事務的に簡素化が図られたものでございます。期間は令和元年度から令和4年度までの4過年度分でございます。次に11ページをお願いいたします。最上段枠ですが、町民税の増額補正でございます。所得の増に伴い今回増額補正するものでございます。主な要因は大口譲渡所得があったためでございます。2枠目の固定資産税の増額補正ですが、主な要因は、大型償却資産の増によるものです。以上で税務課所管分の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） それでは町民課所管の補正予算について御説明申し上げます。7ページの債務負担行為補正でございます。上から16番生ごみ収集運搬業務、これにつきましては、ごみの収集日に合わせまして、14行政区124カ所の生ごみの収集業務となります。その下の17番、生ごみ処理業務でございます。家庭からの生ごみ、それから事業所からの生ごみを収集して堆肥にする業務でございまして、いずれも町民の日常生活におきまして停滞することができない業務でありますことから、期間を令和元年度から令和2年度までとして債務負担行為をお願いするものでございます。続きまして歳入です。4枠目になります。目2民生費国庫委託金、節2国民年金事務委託金でございます。国民年金法施行規則の一部改正に伴います電算システム改修にかかります事務委託金の増額補正をするものでございます。続きまして歳出です。1枠目になります。目5国民年金事務費節13、委託料の電算システム改修委託料でございます。歳入で御説明申し上げました国民年金法施行規則の一部改正に伴い、免除申請様式及び学生納付特例申請様式の見直しに要します電算システムの改修経費でございます。以上で、町民課所管の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい。それでは生活福祉課所管分について説明いたします。6ページをお願いします。債務負担行為で番号11、番号15の2業務について、債務負担行為をお願いするものでございます。番号11、地域福祉支援システム保守業務につきましては、期間が令和元年度から令和6年度まで、限度額を、86万6,000円といたしております。本年度におきまして、高齢福祉課所管の地域包括支援センター、失礼しました地域包括支援システムサーバーの更新に合わせまして、災害時要支援者システムとの情報共有化し、あわせて住民基本台帳と情報の共有化を図ることによりまして、効率的効果的な事務の執行を行っていくことといたしております。システムの災害時要支援者情報の管理に係ますシステムの保守料の限度額につきまして計上したものでございます。1番下の15番、の救護施設しらがね寮調理業務につきましては、施設における給食調理業務を民間業者に委託しておりますが、令和4年度までの期間の合



計額を限度額といたしまして計上したものでございます。続きまして、歳入11ページをお願いいたします。1番下の枠で、目1、民生費県負担金、節6 救護施設費負担金、説明欄で保護費負担金の追加につきましては、消費税引き上げに伴う県の負担基準額の改定と、年度途中におきましての入所者数の増によるものでございます。2ページ、ほどとびまして13ページをお願いいたします。2枠目で、目1 民生費納付金、節1 救護施設費納付金、説明欄で自己負担金につきましては、10月までの実績に基づきまして、年間の自己負担額の合計額と当初予算で計上いたしております金額との差額を今回減額補正を行うものでございます。次の目3 雑入、節1 雑入で、3番目のふれあい福祉センター電気料と次の上下水道料につきましては、温泉施設の閉館によりまして、本年度は施設の維持管理費用を町が直接支出いたしておりますけれども、デイサービスセンターにつきましては、社会福祉協議会が事業を行っておりますことから、年度前半の支払い実績から積算いたしまして、年間の電気料と上下水道費用につきましては、社会福祉協議会の負担分として本設で受け入れを行うものでございます。次の社会福祉協議会運営費補助金につきましては、法人としての運営に要する人件費を補助金として交付いたしております。年度途中で退職された職員の人件費分についての返還金を本設で受け入れるものでございます。続きまして、歳出17ページをお願いいたします。目1、社会福祉総務費、節13 委託料、説明欄で、産業廃棄物処理委託料につきましては、10月1日にスタートいたしましたデマンド交通システム事業の事業開始に伴いまして、町内各地に設置しておりましたこれまでの乗り合いタクシー各路線の停留所表示盤の撤去処分費用につきましては、専門の処理業者への方へ委託を行うものでございます。次の18ページをお願いいたします。目7、社会福祉施設費、節15、工事請負費につきましては、ヘルシーランド正面玄関におきましての車止めの設置工事費として計上いたしましたものでございます。本件につきましては現在正面玄関と売店部分にはカラーコーンやプランターを置いてアクセルとブレーキの踏み間違いなどによる事故を防止するにはしておりますが、安全性の面から車止めのための既製品を設置することが適当と判断いたしまして、先般開催されました施設のモニター会議において御意見を伺いましたところ、設置する必要があるという意見を受けての費用計上となったものでございます。次の枠で、目1 児童福祉総務費、節12、役務費と節13 委託料につきましては、子ども医療費の助成方法の変更を計画する上での住民への意向調査、アンケート調査でございますが、これに関する費用を計上いたしましたものでございます。役務費では調査票の回収のための郵送料、1,500通分となっております。なお、発送は文書配達員を通じて行いまして、保育園、小・中学校分につきましては、それぞれに回収を依頼する計画といたしております。節13 委託料につきましては、回答された調査票のデータ集計、分析と報告業務を専門業者に委託を行う費用となっております。節23 償還金利子及び割引料につきましては、平成30年度における障害児通所支援国庫負担金と県の負担金につきまして実績額の確定に基づきましての返還金となっております。次の19ページをお願いいたします。目1 救護施設総務費につきましては、人件費の補正となっておりますので省略いたします。次の目2 救護施設事業費、節11、需用費、説明欄で賄い材料費の追加につきましては、日常における給食材料費につきまして、野菜類を初めとした食材などの高騰や、10月からの消費税の引き上げなどに伴い不足見込み額を追加で計上したものとなっております。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（出田 茂君） 高齢福祉課所管分の説明をいたします。6ページを第2表債務負担行為補正を説明いたします。12番から14番までになります。生活管理短期宿泊業務は、高齢者の基本的な生活習慣を整えるため、食事、服薬、排せつ等の支援をする業務を委託するものでございます。在宅高齢者等緊急通報貸与業務につきましては、ひとり暮らしの高齢者に緊急通報装置を貸与し、緊急時に対応する業務を委託するものでございます。人吉球磨成年後見センター運営事業は、成年後見制度推進に関する業務を人吉

球磨10市町村が、人吉市社会福祉協議会へ委託するものでございます。期間、限度額は記載のとおりでございます。以上で高齢福祉課所管分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） それでは健康推進課所管分の説明をいたします。12ページをお願いいたします。上の枠の目3衛生費県補助金、説明の少子化対策総合交付金でございます。これにつきましては別紙の資料に基づきまして御説明いたしたいと思っております。少子化対策総合交付金、この交付金はここに記載しております結婚チャレンジ事業ほか四つの事業がセットとなった事業でございます。その事業に対する交付金でございます。まず一番上の結婚チャレンジ事業でございます。これは婚活事業、あさぎり町商工会にお願いしております。これは行政ではなく、民間の団体が行う婚活事業に対する交付金でございます。その下の一般不妊治療費助成事業、人工授精に係る経費でございます。これまで町単独で行っている事業でございますけれども、これに対しても交付対象ということになっております。それからその下の市町村創意工夫事業、一般不妊治療に係る経費、これも同じく町単独で行っているものでございます。その下の早産予防対策事業、膣分泌物検査、妊婦歯科健診に係る経費、これの交付の対象となっております。それから一番下の市町村事務費県医師会妊婦健診事務手数料、消耗品が対象となっております。あわせまして交付金が87万1,441万円の交付を予定いたしております。続きまして次のページでございます。2枠目になりますけれども、目3雑入、説明欄の1番上でございますけれども、後期高齢者医療市町村医療給付費負担金精算金、これにつきましては、平成30年度の実績に基づきまして、追加交付があるものでございます。次に歳出について御説明いたします。中ほどでございます。目1保健衛生総務費、節の19負担金補助及び交付金、婚活チャレンジ事業補助金でございます。これは先ほど歳入で説明いたしましたけれども商工会が実施します婚活事業に対する補助金でございます。それから目5母子保健事業費、これにつきましては県の補助金の交付がございますので、財源の更正を行ったものでございます。その下の目7健康づくり推進事業費、節8報償費の健康ポイント報償費でございます。当初予算において60万円、500円の商品券にいたしまして1,200枚分を予算化しておりましたが、不足する見込みとなりましたので、補正予算にて商品券400枚分の20万円を計上させていただくものでございます。事業としましては、地区のサロンの事業のポイントが増えているようでございます。以上で健康推進課分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） はい、農業委員会分の補正予算について説明いたします。最初に7ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正、番号18番と19番になります。18番につきましては、農地台帳システム賃借について令和元年度から令和6年度までの期間、債務負担行為をするものです。これは、現在農地台帳システムをRKKコンピュータサービスのソフトを使用しておりますが、今年度限りでこの事業者が農地台帳システムの分野から撤退されるため、別のシステムに移行するために来年度からの新たなソフトウェアの使用ライセンス料として債務負担行為を起こすものです。次に番号19番の農地台帳システム保守業務については、ただいま説明しました農地台帳システムの保守に係る保守料として、来年度からの保守業務の債務負担行為を起こすものです。次に歳入の説明をいたします。12ページをお願いいたします。上の枠の3行目、目4農林水産事業費県補助金の節1、農業委員会補助金の国有農地管理処分事業事務取扱交付金、2万8,000円を計上するものです。この交付金はあさぎり町内に自作農財産がありまして、国の財産の事務取扱交付金が交付されるもので、管理事務費として消耗品等に充てることとなります。次に13ページをお願いいたします。一番上の枠、目1農林水産費受託事業収入、節1農業委員会費受託事業収入の農業者年金受託事業収入22万8,000円を計上するものです。当初予算で計上しておりましたが、補助金交付決定額が増となったため、22万8,000円を増額するものです。次に歳出を説明いたし

ます。20ページをお願いいたします。目1農業委員会費、節9旅費の費用弁償3万3,000円ですが、農業公社との売買協議の際に立ち会いが必要なのですが、件数が当初見込みより増加しているもので計上するものです。節11の消耗品につきましては、歳入で説明いたしました国有農地管理処分事業事務取扱交付金を充て、2万8,000円を計上するものです。節13、委託料の農地台帳システム移行委託料は、債務負担行為で先ほど説明いたしましたとおり農地台帳システムを別のソフトに移行する必要があり、本年度中にシステム内の農地台帳データ及び履歴データ等を新たなシステムに変換して移行するためのデータ変換業務委託費と、導入設置調整のための委託費用が合計370万3,000円を計上するものです。節19、負担金補助及び交付金の研修費補助金60万円の減額ですが、農業委員の研修について26名分の当初予算を計上していましたが、20名の参加実績が確定したため減額するものです。目2農業者年金事務受託事業費については、人件費分ですので説明は省略いたします。以上で農業委員会の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい。それでは、農林振興課所管分の補正予算について説明いたします。7ページをお願いいたします。債務負担行為補正となります。20番から22番までの説明をいたします。20番の農業経営診断委託業務は、あさぎり町産業活性化プランに基づき事業を進めていくもので、農家の経営実態の把握、分析を実施し、経営改革や経営支援を行うとともに、その調査したデータをもとに、町の農業経営のあり方を分析、提案していくものです。次に21番の定住促進センター自家用電気工作物保安管理業務は、単年度契約により債務負担行為を行っているものです。次に22番の町有林業務につきましては、球磨中央森林組合へ町有林の管理料もお願いしているもので、9名分の業務委託について債務負担行為を行うものです。続きまして12ページをお願いいたします。歳入となります。1枠目の下のほうで目4農林水産業費県補助金、節2農業費補助金の一行目、中山間地域等直接支払い交付金は、地域の体制強化に取り組む協定に対し、試行的な加算措置が第4期対策の最終年となる今年度のみ実施されるもので、須恵の松尾地区が県立大学との人材活用体制整備型として対象となり、10アール当たり6,000円の交付金が交付されるものです。次に13ページをお願いいたします。2枠目の目3雑入で、説明の2行目で流木補償金は、国営川辺川事業に伴う各団地において、水手当てを要望された農家の方々にに対し、地下水を利用するためのポンプ並びにファームポンドを整備されますが、その用地が町有地となっており、その用地の取得とあわせて流木の補償金を受け入れするものです。続きまして歳出となります。20ページをお願いいたします。中ほどの目9農業施設管理費、節13委託料の天子の水公園管理委託料は、一昨年の3月に天子の水管理組合が解散され、町が施設を管理しておりますが、今年8月に天子の水公園を守る会が地域の有志の方々に設立されております。そのメンバーの方々に花菖蒲の現在の状況などを現地で確認され協議された結果、今後3年をかけ原種化した花菖蒲の植え替えを行っていきたいとの要望がありました。今回花菖蒲園を3区画に分け、苗代を含む植え替えのための経費をお願いするものです。令和2年度からは、天子の水公園を守る会に委託する管理経費分と植え替え分を合わせた公園管理を委託することとしているものです。次に目13、中山間地域等直接支払制度事業費、節19負担金補助及び交付金は、歳入で説明いたしました須恵の松尾地区が、県立大学との人材活用体制整備型として対象となった交付金を交付するもので、全額県からの補助金となるものです。目15環境保全型農業直接支払い制度事業費につきましては、事務を行うための推進事務補助金を受け入れ事務を行っておりますが、予算額を調整し、事務執行を行うものです。以上で農林振興課長の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい、商工観光課所管分の説明を行います。7ページをお開きください。債務負担行為補正ですけれども、23番の商工コミュニティセンター施設管理業務、これはポッポ一館の平

日の15時30分から22時、そして土日祝日の終日の管理をお願いしているものです。限度額につきましては、昨年と比較しまして、管理業務時間体が1時間半ほど平日の管理を伸ばしていただいておりますので、30万ほど増額となっております。次の24番、エレベーター保守業務につきましては、消費税分の増額となっております。続きまして歳出の説明に移ります。15ページをお開きください。下から2枠目の目19地域おこし協力隊費、節19負担金補助及び交付金、地域おこし協力隊企業支援補助金ということで、これは地域おこし協力隊の起業に要する経費の補助金です。2名の地域おこし協力隊員がいらっしゃいますが、1名の方より令和2年度に延期したいという申し出がございましたので、100万円の減額補正を行います。以上、商工観光課分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） ここで、休憩をいたします。午後は1時30分からです。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時30分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい。それでは、建設課所管分の補正予算について説明いたします。12ページをお願いいたします。歳入です。1番上の枠の目4農林水産事業費県補助金、節2農業費補助金の農業農村整備事業推進交付金の減額ですが、これは百太郎土地改良区が団体事業で行っております百太郎溝、第12地区に係る県の交付金が、今までは町で受け入れて町の負担金と合わせて百太郎土地改良区に交付しておりましたが、制度改正により、県の交付金は町を通さずに直接百太郎土地改良区に交付するようになりましたのでその額を減額するものでございます。すぐ下の農村地域防災減災事業費補助金の減額ですが、平成30年度までは、ダムのハザードマップ作成業務も補助対象となっておりますでしたが、4月の補助要綱の改正によりダムについては補助対象外となったため減額するものです。4月に県より補助対象外となったことの連絡を受けました。そこで県とそれ以外の補助がないか協議してまいりましたが、対象となる事業がありませんでしたので今回減額するものです。21ページをお願いいたします。歳出です。1番上の枠の目16農地費、節19負担金補助及び交付金の減額ですが、歳入で説明いたしました制度改正により百太郎土地改良区への県の交付金分を減額するものです。目18清願寺ダム管理費、節13委託料の減額ですが、こちらも歳入で説明いたしました補助金要件が改正され、補助金が交付されないため減額するものです。22ページをお願いいたします。1番上の枠の目1土木総務費ですが、非常勤職員の産前産後育児休暇取得に伴い、来年3月まで臨時職員分の予算の組み替えを行うものです。節1報酬の非常勤職員報酬と節9旅費の費用弁償、これは非常勤職員の通勤手当です。これらを減額です。節7賃金に臨時職員の賃金と通勤手当分を増額するものです。目2環境整備資材等支給事業費、節14使用料及び賃借料と節16原材料の増額は、住民協働による6地区分の増額をするものです。下の枠の目2道路維持費、節11需用費の修繕料は、新深田北線側溝修繕ほか6カ所分の修繕費の増額をするものです。目3道路新設改良費、節13委託料は、天神27号線の用地買収に伴う地積測量図作成委託料の増額です。当初は建設課職員で測量や図面作成を計画しておりましたが、災害等の発生によりその対応に追われておりますので、そのためその作業を外注する委託料として増額するものです。次のページをお願いいたします。1番上の枠の目1住宅管理費、節12役務費、清掃手数料の増額ですが、公営住宅を退去される場合には退去者が掃除を行ってもらい確認をしております。その後新しく入居される前にハウスクリーニングを行っております。今後3月までに10件ほど必要と見込んでおりまして、不足する額を今回補正をするものです。以上建設課所管分の説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） 続きまして、教育課所管分について説明申し上げます。第2表債務負担行為、7ページをお願いいたします。中ほど番号25、公務用電算機器賃借から30学校無線LAN機器賃借までは、小・中学校の校務用電算関係の賃借と使用料の令和2年度までの債務負担行為となります。公務用電算機器賃借についてですが、職員が使用いたします公務用パソコン140台分となります。公務用電算機器ウイルス対策ソフト使用料ですが、ウイルス等の感染被害を防止するソフトの年間使用料、教職員サービス管理システムサーバー賃借でございますが、サービスに関するシステムを稼働データ放送に必要な年間サーバーの賃借料でございます。校務支援システムサーバー賃借につきましては児童生徒の出勤簿、成績管理等を行う校務支援システムの年間サーバー賃借料となります。教育用端末、コンテンツフィルタリングサービス使用料でございますが有害サイトへのアクセスを防止するものでございます。学校無線LAN機器賃借につきましては校内ネットワークを構築する機器の賃借料となります。いずれも消費税分が微増となっているところでございます。31の小学校図書室業務、次ページになります。32の中学校図書室業務につきましては、各校に1名ずつ配置し図書業務を3年間を行っていただくものでございます。本年度準備期間といたしまして、4年度までの債務負担行為として計上しております。33のせきれい館施設管理業務につきましては図書館業務とあわせまして、休日夜間の管理業務をお願いするものでございます。34の図書情報システム保守業務、それから35の体育施設予約管理システム保守業務につきましては、いずれも4月1日からの保守管理が必要であることから計上しております。体育施設予約管理システム、ファイアウォール保守業務につきましては、ネット環境での外部からの侵入を防ぐものでございます。12ページをお願いいたします。歳入でございます。最下段、目1指定寄附金でございます。一行目教育費寄附金についてでございますけれども、本年度におきましても、関西ふるさと会から10万円の寄附をいただいております、それを歳入に受け入れるものでございます。続きまして歳出でございます。23ページをお願いいたします。1番下の枠からでございますが、目3教育振興費次ページをお願いいたします。節19負担金補助及び交付金でございますが、子ども育成奨励支援金の補正でございます。高校生以下の九州大会以上大会出場者へ大会参加料や旅費等の支援を行っておりますけれども、当初予算に対しまして現段階で20万円ほどの不足が見込まれますので補正をお願いするものでございます。2枠目小学校費の目1学校管理費、節18備品購入費10万円でございますけれども、これは先ほど歳入で説明いたしました関西ふるさと会からの寄附金を図書購入費として活用させていただくこととしております。教育課所管分につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 23ページでございます。23ページの消防費で、今回基本構想策定委託料が計上されておりますけど、昨日も委員会でちょっと質問させていただきましたけど、これに関しまして公共施設等総合管理計画もございますけど、あさぎり町の総合計画実施計画に、これらの施設に関する記述があるのか。それから現在公共施設総合管理計画における配置計画等がどの程度できているのか、昨日の話では縮充ということで、今回議場と防災センターと課を何課か入れる4課ですかね入れるような庁舎の建設の基本構想策定委託料でございますけど、その場合の縮充という言葉の中にはどこかを閉めてあれを集約するという考えがあると思いますので、そこに至っているのかということとまずは1点加えたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい、今回防災拠点基本構想の再検討のための委託料を計上させていただいて

おります。防災拠点についての上位計画であります総合計画に記載があるかというお尋ねですが、防災拠点施設を整備するという文言は総合計画の中にはございません。しかしながら、総合計画の中で生命財産を守る防災、防犯、交通安全対策の充実というくくりの中に現状と課題を記載しております。現状と課題の中で読み上げますが、防災の専門性を有する人材の確保や拠点となる施設の整備を検討していく必要がありますというものを設けていれこんでおります。これが平成30年につくった総合計画の基本計画になりますが、その時点でもう既に必要性を感じ検討していくべきものという位置づけにはしていたものでございます。それと昨日の委員会の中で縮充という言葉を使わせていただきました。今回の再検討に向けては、やはり機能を集約する複合化をするというのは、これは総合管理計画にも進めていく基本として掲げておりますので、それにのっとった構想を立てていきたいと考えております。今回議場の機能であったり、福祉センターに有する諸課の施設機能を持たせるということで構想を再検討してまいります。それによりましてこの議場につきましてもやはり老朽化は進んでおります。長寿命化というものも当然検討はして、再度個別計画の中で十分に検証してまいります。その部分、また福祉センターにつきましてもあれももうだいぶ古い建物でございます。それと、もともとの用途とは違う使い方をしている状態から、なかなか使い勝手も悪いというのがあります。あの施設につきましても長寿命化、もう検討の一つとはしますが、なかなか長寿命化にはできないのではないかと私は思っているところでございます。よって、今回構想の中で多くの機能を複合化することで、今配置しておる施設につきましても、除却という選択肢も出てくるものだと考えているところで

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） そういう一応ですね、基本構想というのは前回よりまた場所が変わったところで基本構想が出されておまして、今度の配置計画、個別計画によっていろいろ検討がなされていくと思いますけど、その中においてまたこの防災拠点の施設がですね、候補地がまた変わる可能性だってあると思うんですけど、その場合にまたそういう基本構想策定委託料なるものを上げてするような可能性だってあるわけです。それから、進めることにあたっては、ある程度個別計画がある程度できてからこういう策定に入ったほうがむだな出費がないと私は思うんですけど、私が言いたいのは、やはり公共施設管理計画の個別計画を急いで今後こういう施設等、またほかにもありますから、配置計画を早く急ぐことが大事と思うんですけど、今の公共施設等の総合管理計画の進捗状況はどこあたりにありますか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい、まず今回基本構想につきまして再検討をさせていただき予算なんですけど、昨年度策定いたしました基本構想につきましても、町有財産の所在地を含めてあらゆるカ所について検討はしてまいりました。ですが、防災というキーワードから、やはり距離的な問題であったり、いろんな比較検討する中で出てまいりました。昨年度策定した基本構想は、本庁舎周辺ということででき上がってまいりまして、今回はさらに機能を複合化するために、再度場所、配置、施設規模について再検討をしていくものでございます。ですから既に本来ここにあるべきという位置につきましても、ゾーンといいますか、につきましても、当初の基本構想で定めたとおり考えていきたいと考えております。しかしながら、今後個別計画を策定していく上で、議員おっしゃいますとおりのいろいろなやはり姿が見えてくると思います。その中でどのように今回この構想とかかわっていくかにつきましても、やはり慎重に行くべき部分、行くべきときもあろうかと思いますが、やはり基本構想で掲げたものは、ある程度理由をもって一応決めるものでございますので、それはやはり優先すべき事項だと思っております。また、現在の個別計画に向けての進捗状況でございますが、御存じのとおり個別計画につきましては令和3年4月1日にはもう策定すべき、これはもう法的の事項でございます。それに向けて計画を持って行ってまいります。現在、町有の施設につきましても劣化度、劣

化調査を行っております。規模の大きい施設につきましては、専門コンサルにお願いして劣化度を調査しております。それほど規模が大きい町有施設につきましては担当職員で行い、おおむね終わりました。今集計作業に入っているところでございます。今後マネジメントシステムに入力しております利用状況、またコストの情報等を関連させながら、その将来、どういうあるべきかというものを積み上げていくこととなります。あわせて再配置計画につきましても、当然個別計画には必要となってまいりますので、当初よりも若干遅れている間はございますが、最終的な目標である令和3年4月1日には、きちっと成果品が上がるように進めてまいりたいと考えているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 委員会での説明によりますと本庁舎も役場庁舎としての構造躯体の分類では3類という1番低い位置にあって、昨日の話の端々に出てきますこの次庁舎をまた新築する際の接合の関係とかいろんなことであの場所というふうな話が入ってきたわけなんですけど、やはりそういう事情があるならばあるほどですね、今後のむだがないようにいくためにもその辺のことからやっぱり検討していかないと本庁舎が、今いろいろな人材なり物なりの集積の金目がですね3類というところにあつて果たしている大きな地震が来たときに耐えるのかという心配があるわけです。そういうことも判明した以上は、やはりもう少しその辺のところの公共施設の今後のあり方について、十分検討を加えてからやはりこういう策定をしないとばらばらになって本来の庁舎のほうが一番基本となるところ防災の拠点ばかりでなくて行政の拠点だと思うんですけど、それ守れないで防災の拠点だけ残っていくことだってあるものですから、そこへんもやはり総合管理計画の中にですね十分組み入れられて、策定されて、今回の策定はですねむだのないような項目で策定をされることを望みますけどその辺については今どういう考えでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） 現在の本庁舎につきましては、説明も申し上げましたとおり、新耐震基準の建築物ではございます。ですが、その後の大規模な地震等によりまして、新耐震基準でも1、2、3、3つの分類がなされ、特に行政機能を有する施設等につきましては、3類、普通の耐震化の1.5倍になりますかね、というものを求められ、現在はそういうふうな建築がなされていると思っております。ですが、一類ですね、ですが、そういう町の本庁舎につきましては、新耐震基準が始まったころの建物でございまして、今求められるその一類までは至ってないだろうと、もうこれは確実なものとは推測ではございますが、確実なものという分析が出ております。で、議員おっしゃいますとおり、当然行政の中核といえますか、本庁舎というものでございますので、それにどんな大きな災害があっても耐えるような施設というものが求められるものでございます。そのことから、今回防災拠点施設に行政機能も入れることによって、共倒れではないんですが、確実に残る施設をやはり整備するべきだろうと。本庁舎につきましても、必ずその倒壊するというものではございません。躯体的にはやはり大丈夫ですが、外壁に亀裂が入ったり当然天井材とかが落ちてくるとか、そういうのは懸念されるところでございますが、すべて倒壊のおそれがあるというものではございません。しかしながら、3類に分類されるということから、より行政機能を維持していくための施設としても防災拠点が必要であると考えているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） ほかに。溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） はい、下衆の後知恵じゃないんですけども、昨日の全協で説明があつてお尋ねしとけばたなと思ったんですが、防災拠点の始まりは議場移転から始まっているわけです。議場移転の議論をする中で、東庁舎がいいか新しいものをつくるかと議論をする中で、今度は防災っていう話が出てきた。防災を冠にかぶせると理解をいただけるだろうというのが大半の考え方なんですけれども、私は今回初めての基本計画の中では、2階建てだったような感じがずっとですが、今度はまた昨日の話の中では3階建

てというような話になってきている。もともとからすると相当な1局4課が入ってくるように、もう第2の庁舎ですよ。現実からいくと。ですから、本当に防災拠点という名前がいいのかどうかって私は思うんですよ。町民からすると私は誤解を与えやせんかな。また第2庁舎になるわけですから、その中に防災局の拠点となる司令塔をつくるわけですよ。通常は会議室で使ったり兼用ですわけですから、専用じゃないと思うんですよ。あの棟が防災拠点っていう名前が果たしてふさわしいのかどうかというのを疑問に思います。で、防災拠点等入れるのか、その辺は知恵を絞っていただいて、町民の皆さん方にもわかりやすい説明ができるようにしたほうがいいのではないかなって思います。1点。それと、今の防災センターの司令塔ですね、今の町本庁舎の大会議室あるわけですが、この防災センター、今回の計画の中では後2年3年、早急にせいという話も出てますが、明日明後日災害が起きるかわからない状況の中で、じゃあ今あそこの大広間にですよ、大会議室に、必要なものっていうのがそろえてあるんですか。通常の防災センター見るとですね視察に行くと、いろんなモニター、テレビがあります。例えば、ここで言う球磨川や免田川の大雨の水位がどこまで来るとかっていうのが、そのセンターの中ですぐこう検証できるわけですね。そういうものが本来は今でもそれはせにゃいかん話じゃないのかなと思うんですけども、そういうものは検討せんで建物だけ先にいくというのが、私はやっぱりそういうものについては、やはり並行してやっぱり進めていくべきじゃないのかなと思います。それが2点。もういっぺんに言っときますけども、3回しかできん。もう1点は、拠点はつくるのはいいんですけども、やっぱり住民の生命はいざという時には避難場所もない、確保をせにゃいかんとですが、大きな建物については耐震化ができてる部分があります。だけどですよ、皆越あたりは旧分校跡が避難力所になってますが、耐震化も何もされておられません。地震が来たらつぶれるところ。そこが避難場所です。そういうことを考えたときに、こっちの大元だけは一生懸命こう考えて行きなすばってんが、そういうところについては非常に私は手薄じゃないのかなって思うんですよ。やっぱり大勢が住んでるところが最優先なのかそれを比較すると少ない人口のところの命の価値といいますか、そういうものを軽くこう見ておられるような感じもしないではありません。もう少しやっぱり並行する部分についてはですよ充実をさしていき、やっぱそういうものが見えてないんですよ、今。これはすんなじゃないんですよ。だからそういうことも考えておられるのかなということをお伺いしたいんですけども。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい、まず1点目につきまして、昨日の特別委員会の中で説明いたしまして、今回再検討をさせてほしいということで申し上げました。1局4課ですかね、が入るということで、もともと町長の所信表明の中では3階建てという言葉がございました。ですが3階建てにつきますと、相当に建築費が上がってくるというものは明らかでございますので、その機能を有した上で2階建てという方向では考えております。3階建てではございません。それで今度その配置であったり規模について再検討を行っていくということにしております。2点目につきましては、現在の対応状況、事実大会議室を災害対策本部に設置する。これは地域防災計画書の中で規定しているものでございます。で、幸いにあその場所で大規模な災害があつて本部を、大きな本部を立てて設置したことはないんですが、訓練はそれを想定して行っておるところでございます。議員が御指摘のとおり、既にそこにすぐ設置ができるような機材、資機材があるかというお尋ねですが、正直ありません。通常は大会議室としていろんな会議に向けて使っておりますので、そこにモニターであったりパソコンであったり、いろんな機材等を置いておくということは現実困難でございます。ということで、すぐ今あつた場合の対応がやはり迅速にできるように、各班体制をもって対応をするために訓練等は行っておるところでございます。しかしながら、訓練でやはり明らかになったことは、1部屋のあの部屋スペースでは到底入りきれないものでございました。また、既にもともと設置資機材等しておられませんので、それを設置するのにも相当の時間を要したというものもこれは課題として上がっております。



ということで、並行して今の体制を講ずるべきではないかという御指摘ですが、それはもっとものことでございます。しかしながら、やはりいろんな財政的な問題もありますし、諸支出の問題もございますので、現在の状況を何とかスムーズに円滑に災害対応ができるように、職員全体で取り組んでまいりたいという考えでおります。それと、防災センターに合わせてやはり避難所となるべき施設の確保といたしますか安全性の確保についてですが、これはこの防災拠点施設の事業等々説明した際にもほかの議員の方々からも同様の質問がっております。当然避難していただく、避難所と指定する施設については、しっかりとした安全性が確保できる、安心して避難ができる体制をとることは当然でありそのように認識しております。この部分についても並行して行うべきものでございますが、やはり1度にはできないという事情もございます。やはり優先度を決めて避難所の整備等につきましても考えていくべきと思っているところでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 名称変更等についてのあれはなかったんですけども、新しいものができたとしても、今の大会議室の中でもやっぱり少なくとも整備をしておかないかんの電話回線であったりモニターだったりというのは私は必要最小限じゃないのかなって思うんですよ。それはモニターでって新しいもの設置したって新しいところであればそっち移転すればいい話であって、2、3年後来るんだっただけです災害が、それはそれでいいでしょう、新しいものをつくって、そんな時で、けどそれではないわけですから、やはり最小限の整備をしておかないと今の中です、しとかなないと住民の生命財産は守れないんじゃないのかな。だからその辺はやっぱり最優先で検討していただければなというふうに思いますし、もう1点やっぱりあの国土強靱化というのが今度出てきておりますからね、やっぱりだから建物の分の耐震とかっていうのは最優先で私は使えるんじゃないのかなと思うんですよ。補助であったり、そういうものを。やっぱり合併特例債も期間があるわけですから、やっぱりそういうものをしっかりですよ検証して、それは一遍にはいかんと言われますけれども合併特例債だってあれだけの5年間で60億をまで使えるんだっただけですよ十分な私は事業ができるんじゃないかなと思うんですよ。もう少しやっぱり事業推進室せっかくつくられたこういうことこそやっぱりスピードあげてやっぱりされるほうがいいんじゃないかなと思うんですけどもね町長いかがですか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、今溝口議員から御指摘のあった中で、呼び方ですよ。合同の防災拠点、という名前については私もそれは考えていたところですけども、もともと私も所信表明の中で、4課ですよ、建設課、農振課、商工観光課、農業委員会、その事務所がやはり耐震構造ではない。そしてまた、もともとそのためにつくられた施設じゃない福祉施設の中に入れてあることで機能が落ちている。そしてまた作業する人達の居住性も悪い。また、農家さん初め町民の皆さんたちが相談に行くにしても、なかなかその相談する相談室すらもない。ならば、やはり1番町の産業の中心であるこの4課の建物を整備することが私はまず必要ではないかという考えのもとで、それと今私も町長に就任する前に新聞等で読んでいました防災拠点、議会を議場を移してそこをいざというときの防災拠点にするという議会のほうで検討されているということでしたのでそれを一緒にしたらどうかということで話が進んで、私は最初単純に今までの計画が2階ならそこに経済4課を入れると3階建てになるなということで3階建てという話をしたんですが、費用とかいろんなことを考えて、2階建てがベストじゃないかという話で、今度の50万で一応その構想を計画を立ててもらおうということになっているわけです。そういうことで、ほんとに防災拠点という、もちろん防災拠点の機能も持たせますが、私はもう毎日毎日使うその経済4課のですね機能を上げて、そして今回の一般質問の中で、農業関係に対する諸問題をいっぱい提案してもらいました。そういうことに取り組む拠点になるわけですので、その整備をしていきたいということと、それと議員おっしゃるとおり、地震災害はいつ起

こるかわからない。ということで、そのことはまた担当課と協議してみたいと思います。それと、やはり中心だけよくなって周辺がいつまでも追いつかないというのはまさしくそのとおりの御指摘と思いますので、今です前もお話ししましたが、地域防災マネージャーという方を自衛官でそういう資格を持った方をぜひあさぎり町にもお招きして、そういう方を中心にそういう計画を具体的な計画プラン、タイムスケジュールもつくっていきたいと考えております。その間に災害が来てしまったら、ほんとに間に合わないわけですので、その辺は加味しながら、でもやはり準備にはある程度時間がかかりますので、そういうことをきちっと計画を立ててやっていく、そういう戦略を立てながらやっていきたいと考えております。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから議案第42号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第42号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第43号

◎議長（徳永 正道君） 日程第8、議案第43号、令和元年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第43号、令和元年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第2号について提案いたします。令和元年度あさぎり町の国民健康保険特別会計補正予算第2号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,721万2,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） 引き続き読み上げさせていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。7ページをお願いします。歳入でございます。目2社会保障、税番号制度システム整備費補助金、これにつきましては、いわゆるマイナンバーのシステムの仕様に変更がございまして、システムとの連携を行うために国保システムの改修が必要になったというようなことで、その改修費にかかりますところの経費に対する補助でございます。これは全額補助となっております。その下の目3、国民健康保険制度関係業務事業費補助金、これにつきましては、国保システムに外国人の在留資格、それから在留期限日の項目を追加するための補助金でございます。システム改修費の全額について補助があるものでございます。その下の中ほどの目1繰越金、これにつきましては、歳出補正予算の財源に充てるものでございます。次の目2雑入、その他雑入でございますけれども、国民健康保険と後期高齢者医療の特定健診保健指導の事務手数料につきましては、委託先の国保連合会において剰余金が発生いたしましたので各市町村に返還されるものでございます。国保分が5万6,080円。後期高齢者分が1万4,632円でございます。次のページをお願いします。歳出でございます。目1一般管理費、説明のシステム改修委託料でございます。これは先ほど歳入で説明いたしましたシステム改修にかかる費用でございます。中ほどの目1特定健康診査等事業費、説明の特定健康診査特

定保健指導等事業返還金、これは歳入で受け入れました後期高齢者医療分につきまして、後期高齢者医療分につきましては、後期高齢者広域連合のほうへ返還しなければなりませんので、ここに計上いたすものでございます。健康推進課所管分につきましては以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） 税務課所管分について御説明申し上げます。同じく8ページでございます。3枠目の一般被保険者保険税還付金、節23の償還金利子及び割引料は、過年度分の国民保険税の還付金の追加でございます。税務課分は以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから議案第43号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第43号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第9 議案第44号

◎議長（徳永 正道君） 日程第9、議案第44号、令和元年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第3号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第44号、令和元年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第3号について提案いたします。令和元年度あさぎり町の介護保険特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,205万9,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（出田 茂君） 予算書2ページを引き続き読みあげます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。債務負担行為の補正、第2条債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。次に、債務負担行為補正を説明いたします。5ページです。第2表債務負担行為補正です。9件を追加いたします。指定事業者台帳システム賃借は、介護サービス事業所の請求診察に必要なシステムの使用料です。訪問型サービスA業務は緩和した基準による訪問介護のサービスを提供する業務を委託するものです。通所型サービスA業務も緩和した基準による通所介護サービスを提供する業務を委託するものです。配食サービス業務は非課税世帯の要支援者に対し、昼、夕食を配食するサービスを委託するものです。第1号、介護予防支援業務は、要支援者のうち総合事業対象者の介護予防ケアプラン作成を居宅介護支援事業所へ委託するものです。指定介護予防支援業務は、要支援者のうち給付対象者の介護予防ケアプラン作成をサービス、すいません、第1号介護予防支援業務は、要支援者のうち総合事業対象者の予防ケア介護予防ケアプラン作成を居宅介護支援事業所へ委託するものです。指定介護予防支援業務は、業務は、要支援者のうち給付対象者の介護予防ケアプラン作成を居宅介護支援事業所へ委託するものです。食の自立支援業務は、非課税の世帯の要介護者に対し、昼食、夕食を配食するサービスを委託するものです。地域包括支援センター時間外対応業務は、時間外

に地域包括支援センターへかかってきました電話相談に対し、内容に応じ職員へ転送する業務を委託するものです。地域包括支援センター管理システム保守業務は、今年度9月に導入いたしましたシステムの保守業務を委託するものでございます。期間、限度額は記載のとおりです。いずれも年度始め令和2年4月1日から業務を実施しなければなりませんので、本年度中に契約等の事務処理を開始するため、債務負担行為を設定させていただくものです。なお、予算措置につきましては、新年度の予算に計上させていただきます。次に歳入を説明いたします。9ページになります。8ページになります。1番目の枠になります。目1第1号被保険者保険料、節3滞納繰越分普通徴収保険料43万7,000円を減額いたします。年度当初の予算編成時に見込んでおりました過年度保険料滞納分の徴収金額につきまして、見込み以上に平成3年度中に徴収できたため減額するものです。2番目の枠になります。目3介護保険事業補助金、節1介護保険事業補助金、介護保険制度改正に伴うシステム改修補助金31万5,000円を増額します。その下の行になります。目4保険者機能強化推進交付金、節1保険料機能強化推進交付金、309万5,000円を増額いたします。3番目の枠になります。目1繰越金、節1繰越金283万9,000円を減額いたします。次に歳出を説明いたします。9ページになります。9ページの目1介護認定審査会時等費から10ページの日4社会保障充実分事業費までの設置3職員手当等、節4共済費の増減につきましては、給与改定等に伴うものでございます。給与費等の明細については11ページから13ページに記載しているとおりでございます。次に中ほどの目1、地域包括支援センター管理費、節12役員費、電話料4万円の増額は、地域包括支援センター職員が使用いたします携帯電話使用料の不足見込み分になります。最下段の枠になります。目3任意事業費、節19負担金補助及び交付金家賃等助成事業補助金48万円を増額いたします。この補助金は、認知症対応型共同生活介護事業所に入所されている低所得者の方への家賃や、光熱水等に助成するものでございますが、年度当初対象者を18名と見込んでおりましたが、年度途中で2名対象者がふえましたので、その不足分を増額するものでございます。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから議案第44号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第44号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第10 議案第45号

◎議長（徳永 正道君） 日程第10、議案第45号、令和元年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算第2号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第45号、令和元年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算第2号について提案いたします。第1条、令和元年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算第2号は次に定めるところによる。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） それでは、水道事業特別会計補正予算第2号につきまして、引き続き御説明

させていただきます。2ページの第2条から読み上げさせていただきます。第2条令和元年度あさぎり町水道事業特別会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出、第1款、水道事業費用、補正前の額3億5,585万1,000円、補正額90万8,000円の減。計3億5,494万3,000円。第3条、予算第4条本文括弧書きの全文を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,089万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金8,257万8,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額831万8,000円で補てんするものとするに改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。支出第1款資本的接種補正前の額、2億9,227万円、補正額10万4,000円、計2億9,237万4,000円。3ページをお願いいたします。債務負担行為、第4条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。詳細につきましては、別途調書で説明させていただきます。第5条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。科目、職員給与費、補正前の額4,071万2,000円、補正額80万4,000円の減。計3,990万8,000円。補正の内容につきましては13ページをお願いいたします。補正予算説明書の収益的収入及び支出でございます。4目総係費につきましては、人件費の補正でございます。14ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。1目、配水設備整備費につきましても人件費のみの補正でございます。6ページをお願いいたします。キャッシュフロー計算書でございます。令和元年度末資金の増加額は5,006万2,000円で、下から3行目、資金期末残高は4億7,061万5,000円となる見込みでございます。次の7ページから9ページは給与費明細でございます。10ページをお願いいたします。債務負担行為に関する調書でございます。年度内に契約事務を行う必要があるため、今回計上するものでございます。量水器検針及び施設管理業務は、町内約6,300件の量水器の検針と上川北川南の浄水施設の管理を行うもので、令和2年度から3年間プロポーザル方式で業者を選定し委託をするものでございまして、検針業務については下水道との件数案分で算出をしております。水道施設監視システム情報配信サービス業務は、町内16カ所の水道施設の稼働状況は、役場内のパソコンで監視するものでございます。総合行政システム賃借システムサポート業務は、水道事業の独立した企業会計システムの賃借及び各種サポートを行うものでございます。総合行政システム機器保守業務は、検針用機器の保守業務を行うものでございまして、下水道等の件数案分で算出をしております。自家用電気工作物保安管理業務は、町内13カ所の浄水施設の電気工作物の点検、維持管理を行うものでございます。11ページをお願いいたします。予定貸借対照表でございます。下段の資産合計及び次のページの下段の負債資本合計ともに46億3,533万2,662円となる見込みでございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第45号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第11 議案第46号

◎議長（徳永 正道君） 日程第11、議案第46号、令和元年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算第4

号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第46号、令和元年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算第4号について提案いたします。令和元年度あさぎり町の下水道事業特別会計補正予算第4号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億1,064万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,064万4,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい。それでは下水道事業特別会計補正予算第4号につきまして御説明をさせていただきます。2ページの第1条第2項から読み上げさせていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条、地方自治法第214条の規定により、債務負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第2表債務負担行為による。第3条地方債の変更は第3表地方債補正による。4ページをお願いいたします。第2表債務負担行為、年度内に契約事務を行う必要があるために各業務を計上しております。まずマンホールポンプ維持管理業務につきましては、町内46カ所のマンホールポンプの点検及び非常時の対応等の維持管理を委託するものでございます。草津山地区浄化槽維持管理業務は、草津山簡易排水施設浄化槽の点検及び異常時の対応等の維持管理を委託するものでございます。施設監視システム情報配信サービス業務は、町内11カ所のマンホールポンプの稼働状況を監視するものでございます。総合行政システム機器保守業務は、検針用機器の保守業務を行うもので、水道業務との件数案分で算出しております。総合行政システム貸借システムサポート業務は、下水道の企業会計移行に伴いまして、独立した企業会計システムの貸借及び各種サポートを行うもので、来年度からの新規の業務委託となります。ストックマネジメント管理システム使用料は、平成28年度から3カ年で作成しました下水道管路等の台帳システムの使用料、各種サポート料です。量水器検針業務は、上水道との検針件数の案分で算出しまして、プロポーザル方式で業者選定し、3年間の業務委託を行うものでございます。5ページをお願いいたします。第3表地方債補正。今回の補正では、流域下水道建設費において、国の補正予算の内示がありまして、あさぎり町の建設負担分865万4,000円のうち、780万円を下水道事業債として増額しまして、起債限度額を1億4,660万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。補正の詳細につきましては、7ページの事項別明細書から説明いたします。歳入でございます。上段の目1繰越金、節1繰越金ですが、今回予定しております公共汚水ます設置工事等の下水道建設費の財源としまして繰越金を充てるものでございます。下の枠の目1下水道事業債、節1下水道事業債については、流域下水道建設費として、今回国の補正予算の内示がありまして、あさぎり町負担分865万4,000円のうち、780万円に下水道事業債を充てるものでございます。次に8ページをお願いいたします。歳出でございます。上段の目2下水道維持費から、その下の目4下水道建設費の節4共済費までは人件費でございます。節15工事請負費でございます。年度内に住宅を新築される予定のお宅が免田地区1件、上地区に2件、岡原地区2件の計5件見込まれますので、公共汚水ます設置工事費としまして250万円を追加計上するものでございます。節19負担金補助及び交付金、流域下水道建設負担金でございます。今回、流域下水道終末処理場の建設費として、国の補正予算の内示がありまして、従来から不具合のありました滅菌地施設や各種機器類の改築更新工事と、災害対応資機材として発電機の購入が計画されたところでございます。流域町村の負担金2,120万5,000円のうち、本町の負担金865万4,000円を追加計上するものでございます。下の枠の目1元金、節23償還金利子及び割引料ですが、JAから平成20年に借り入れている資本費平準化債が10年を迎えて利率

の見直しがございます、1.8%から0.6%に下がったところがございますが、元利均等でございまして、元金については当初予算から37万3,000円の増額となったために追加計上するものでございます。その下の目2利子、節23償還金利子及び割引料につきましては、同じくJAの利率の見直しと、その他の借り入れの利率が確定しまして、全体で110万1,000円の減額となったものでございます。9ページをお願いいたします。9ページから11ページは給与費明細でございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。  
(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。  
(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長(徳永 正道君) これから議案第46号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第46号は原案のとおり可決されました。ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午後2時38分

再開 午後2時47分

◎議長(徳永 正道君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

#### 日程第12 議案第47号

◎議長(徳永 正道君) 日程第12、議案第47号、令和元年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第47号、令和元年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算第1号について提案いたします。令和元年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算第1号は、次の定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ603万9,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長(出田 茂君) それでは説明いたします。引き続き2ページを読み上げます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正による。債務負担行為、第2条地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる。事項期間及び限度額は第2表債務負担行為による。債務負担行為について説明をいたします。5ページになります。第2表債務負担行為です。障害認定用機器賃借、職員用端末賃借につきましては、障害認定審査会の資料作成及び判定に必要な機器の賃借料でございます。今年度に引き続き来年度4月1日からも使用する必要がございますので、本年度中に契約等の事務処理を開始する必要があるため、債務負担行為を設定させていただくものでございます。なお、予算措置につきましては、新年度の予算に計上させていただくもので、期間及び限度額につきましては記載のとおりでございます。次に歳入を説明いたします。8

ページです。目1繰越金、節1繰越金、前年度繰越金2万1,000円を増額いたします。歳出を説明いたします。9ページです。目1一般管理費、節4共済費、社会保険料2,000円の増額。社会保険料の料率の改定によるものでございます。節11消耗品費1万円。審査会資料作成のためのファイル代等になります。節12役務費、郵送料9,000円の増額は、審査会委員会研修開催時の通知及び資料送付時の切手代となります。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから議案第47号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第47号は、原案のとおり可決されました。

### 日程第13 議案第48号

◎議長（徳永 正道君） 日程第13、議案第48号、令和元年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第48号、令和元年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算第1号について提案いたします。令和元年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,872万8,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（出田 茂君） はい。それでは説明いたします。引き続き、2ページを読み上げます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第2表債務負担行為による。債務負担行為について説明いたします。5ページになります。第2表債務負担行為です。球磨郡介護保険総合ネットワークシステム保守管理業務、球磨郡介護保険ネットワーク用機器賃借、職員用端末賃借につきましては、介護認定審査会時の資料作成等に必要な機器の賃借及び保守業務の委託料になります。今年度に引き続き、令和2年4月1日より事業を継続するため、本年度中に契約等の事務処理を開始する必要があるため、債務負担行為を設定させていただくものでございます。期間、限度額は記載のとおりです。予算措置につきましては、新年度の予算に計上させていただきます。次に歳入を説明いたします。8ページです。目1繰越金、節1繰越金、前年度繰越金2,000円を増額いたします。次に歳出を説明いたします。9ページです。目1一般管理費、節3職員手当等、15万円の減額。4共済費8万4,000円の増額は、給与表の改定によるものと、4月に採用いたしました再任用職員の夏季期末勤勉手当に係ます支給基準額調整の余剰分によるものでございます。給与費等の明細につきましては11ページから13ページに記載しているとおりでございます。節9旅費、費用弁償4万2,000円の増額は、6月に採用いたしました非常勤職員の通勤手当の不足分になります。節12役務費、郵送料2万6,000円の増額は、介護認定審査会委員の研修に係る通知と資料送付時の切手代になります。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。



◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから議案第48号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第48号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第14 議案第49号

◎議長（徳永 正道君） 日程第14、議案第49号あさぎり町有機センターの指定管理者の指定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第49号、あさぎり町有機センターの指定管理者の指定について提案いたします。提案理由を申し上げます。指定の期間が満了するため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理候補者を当該施設の管理者として指定を行う必要がある。よって同条第6項の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい。それでは議案第49号につきまして次ページにて説明をいたします。施設の名称、あさぎり町有機センター。指定管理者所在地、あさぎり町上北2番地170、名称株式会社新和コンサルタント、指定の期間、令和2年4月1日から令和12年3月31日までの10年間となっております。この施設につきましては、施設の改修や備品の更新を行い、更新を今年度内に完了し、次年度からあさぎり町有機センターの業務について、町の管理経費を支出することなく、新和コンサルタントがすべて管理いただくこととするものです。また、新和コンサルタントからは、先月末に指定管理に係る事業計画書の資料を提出いただきましたが、10年間の総括表をお示ししたいと思います。総括表の中にありますように、令和2年度から令和11年度までの収入または支出の明細を記載しているところでございます。令和11年度におきましては、売り上げも増額しております。支出のほうの人件費につきましては、3,000万円ということになっておりますけれども、中身を新和コンサルタントのほうに確認しましたところ、雇用として2名程度を採用したいというふうな計画を持たれているようでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから議案第49号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第49号は原案のとおり可決されました。

**日程第10号 議案第50号**

◎議長(徳永 正道君) 日程第10号、議案第50号、あさぎり町深田農産物加工施設の指定管理者の指定の取り消しについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第50号あさぎり町深田農産物加工施設の指定管理者の指定の取り消しについて提案いたします。提案理由を申し上げます。管理を行うことが困難であるため、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、当該施設の管理者としての指定の取り消しを行う必要がある。よって同条第6項の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 農林振興課長。

●農林振興課長(甲斐 真也君) はい。それでは、議案第50号につきまして次ページにて説明をいたします。施設の名称、あさぎり町深田農産物処理加工施設。指定管理者所在地、あさぎり町深田東778番地4、名称、あさぎり町ふれあい会。指定の取り消し日

令和元年12月31日です。指定の取り消しの理由につきましては、指定管理者からの指定の取り消しの申し出によるものです。この施設につきましては、町が管理を行いながら、町内の事業者などに呼びかけ、管理者を募りたいと考えているところでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。皆越議員。

○議員(11番 皆越 てる子さん) 1点質問したいと思いますけれども、9月の3日に辞退届が出ておりますよね。で、稼働しなくてもですね、電気分で月1万5,000円程度が発生しておるというような事態のこの1案でもありました。そこでですねこの12月の31日をもって取り消し日というようなことで、今当然1万5,000円ぐらいの電気料は払っていただいたと思いますけれども、これから町が管理するといったしまして、あとが見つかるまでですね、町としてこの使わなくても電気料というのが発生するんでしょうかお尋ねいたします。

◎議長(徳永 正道君) 農林振興課長。

●農林振興課長(甲斐 真也君) はい。その施設内にある冷蔵庫が設置してありますが、一度電気をとめてしまいますと、冷蔵庫の使用ができなくなるというような話を聞いておりまして、今後はその分基本料金というかですね、その分を町のほうが一応管理をするというようなことになります。

◎議長(徳永 正道君) 皆越議員。

○議員(11番 皆越 てる子さん) 電気製品はやはり、電気を切るとやはり稼働するのに無理というようなことも私も聞いておりますので、わかりましたけれども、あと機器についてはもう修理する必要はなくて、そのまま使っていきたいというようなことでございますでしょうか。

◎議長(徳永 正道君) 農林振興課長。

●農林振興課長(甲斐 真也君) はい、利用いただけるような事業者様が出てきた場合に、ある程度の備品等がですね今まで使われていた方々が持ち寄ったものということになっておりまして、それがみんな持ち帰られておりますので、その辺のところはこちらで用意するのか、事業者の方が見つかってですね、そちらで準備されるかはまた話し合っていきたいというふうに思っております。

◎議長(徳永 正道君) 森岡議員。

○議員(8番 森岡 勉君) 8番森岡でございます。関連でございますけれども、この施設につきましては

旧深田村時代に道路拡張等に伴いましてJAが退去した後、町が有効活用するという事で施設が出されたと記憶しております。そういった中で最盛期にはあそこのふれあい市場を含めて、1,000万円を超える所得があったと、総会に参加した折に経緯がございました。そういったことでありますので地元地区といったしましては非常に愛着があるんじゃないかなと思います。先ほど課長のほうからいろんな業者という話がございましたので、そういったところのどっちの利用する方々をするに当たっては、やっぱり地元あたりもお声かけていただいて、利用できれば1番いいんじゃないかと考えますけれども、所管のほうではどういうお考えでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい。議員おっしゃられるようにですね、地元の方々がまずは利用できるかどうかというのは確認をしたいと思います。それでどうしても話が出てこないようでしたら、また、町内に広げてですね、募集を募りたいというふうに考えているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 森岡議員。

○議員（8番 森岡 勉君） そういうことですね、地元にも婦人会等もございますので、そういった方々に声かけていただいて、一応再度そういった話を流していただければ幸いかと思います。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから議案第50号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第50号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第16 諮問第1号

◎議長（徳永 正道君） 日程第16、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。お諮りします。本件はお手元に配付しました意見のとおり、適任と答申したいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって諮問第1号はお手元に配付しました意見のとおり、適任と答申することに決定しました。

#### 日程第17 報告第14号

◎議長（徳永 正道君） 日程第17、報告第14号、専決処分した工事請負契約についての議決を一部変更することの報告についてを議題とします。執行部からの説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、報告第14号、専決処分した工事請負契約についての議決を一部変更することの報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。令和元年12月10日提出、あさぎり町長尾鷹一範。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） はい。それでは報告第14号につきまして説明させていただきます。2ペー

ジの専決処分書で説明いたします。令和元年9月の第5回会議におきまして、9月5日にあさぎり町280メガヘルツ防災同報無線システム整備工事請負変更契約の締結についてということで、主には消費税関連の変更により変更契約となりますが、議決をいただいたところでございます。この契約の工期につきまして、予定した工期12月13日までに終了しないことが判明しましたので、令和2年1月10日まで工期を延長したものでございます。町長の専決処分事項の指定に関する条例の第2条第1項に、工期または納期を契約年度内において延長することの条文がありまして、今回専決を行いましたので報告するところでございます。変更の理由としましては、本庁舎の集配信局から、千望展望所の送信局まで、5ギガの無線LANと衛星回線を利用して、2回線で放送データを送信することになっておりましたが、5ギガの無線LANに必要な光回線の工事について、12月末になることが判明したため、工期を延長したものでございます。なお現在、防災ラジオは稼働中ですが、衛星回線を利用し、工事終了までは1回線で運用し、放送には影響させないこととしております。以上説明終わります。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで報告第14号を終わります。

#### 日程第18 地域公共交通調査特別委員会の報告

◎議長（徳永 正道君） 日程第18、地域公共交通調査特別委員会の報告についてを議題とします。委員長  
の報告を求めます。皆越委員長。

◎地域公共交通調査特別委員会委員長（皆越 てる子君） お疲れさまです。令和元年12月13日、あさぎり町議会議長徳永正道様、地域公共交通調査特別委員会委員長皆越てる子。委員会調査報告書。本特別委員会に付議された地域公共交通調査について、会議規則第73条の規定により、別紙のとおり提出いたします。朗読いたします。特別委員会調査報告書。1調査事件地域公共交通調査について、2調査の経過、本委員会は、平成30年6月15日、議長を除く全議員で設置され、8回の特別委員会を開催し協議を行ってまいりました。執行部より提案があったデマンドタクシー事業の導入について、賛成多数により承認すべきものと決定し、令和元年10月1日スタートいたしました。3調査の概要、平成30年度より人吉球磨地域の公共交通再編計画に伴いまして、あさぎり町でも大幅な見直しとしてデマンド交通システムを導入し、デマンド交通に変更する取り組みとともに、地域公共交通特別委員会が設置されました。現在、本町では乗り合いタクシーを路線運行としていますが、乗車実績は微増で伸び悩んでいる状況であります。理由としては、乗降場までの距離が遠い、乗り合いタクシーの路線が通っていない、利便性の問題など活用しづらい状況が考えられることから、交通網の再整備を実施するということで地域公共交通調査特別委員会を設置し、協議を行ってきました。町としての方針が当初予算2,000万円で高齢者のみのサービスではなく、利用料金を200円とし、乗降所を31カ所とするデマンド交通という方向性が示され、全委員同意の上、スタートいたしました。その後会議を重ねること6回、また町執行部による九州産交バス本社と3回の会議を行い、さらに町職員の協力による運行調査も幾度となく実施していただきました。その結果、利用料金を300円とし、乗降所に新たに須恵のちとせやを追加し、公立多良木病院は町外のために利用できないため、除外することで了承し10月1日に出発式を行いました。最後の第8回委員会でスタート後の10月の利用状況について、男性161名、女性298名の合計459名の利用者登録があったとの報告を受け、徐々に登録がなされているとのことである。今後、ますます利用者の増加に努めていただき、スムーズな運営ができることを願います。以上、地域公共交通特別委員会委員長の報告といたします。令和元年12月13日、地域公共交通調査特別委員会委員長皆越てる子。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって地域公共交通調査特別委員会の報告は、委員長報告のとおりとすることに決定しました。

#### 日程第19 町有地払い下げ及び補助金の支出等に関する調査特別委員会の中間報告

◎議長(徳永 正道君) 日程第19、町有地払い下げ及び補助金の支出等に関する調査特別委員会の中間報告についてを議題とします。委員長の報告を求めます。小見田委員長。

○町有地払下げ及び補助金の支出等に関する調査特別委員長(小見田 和行君) 令和元年12月13日、あさぎり町議会議長徳永正道様。町有地払い下げ及び補助金の支出等に関する調査特別委員会委員長小見田和行。委員会中間報告書。本特別委員会に付議された審査中である町有地払下げ及び補助金の支出等に関する調査についての中間報告を会議規則第43条第2項の規定により別紙のとおり提出します。朗読いたします。町有地払い下げ及び補助金の支出等に関する調査特別委員会中間報告、町有地払い下げ及び補助金の支出等に関する調査に関する調査経過報告をいたします。第1回目。第1回特別委員会、令和元年6月14日、第1回委員会が招集され、委員長に小見田和行議員、副委員長に加賀山瑞津子議員を選任した。第2回特別委員会、令和元年6月20日、1番目、今後の特別委員会の進め方について、2今後の日程について、3その他、100条調査を進めるにあたっての委員の意思統一を行った。第3回特別委員会、令和元年7月23日、1加工場敷地売却、町有地に対する不動産鑑定結果資料について、2加工場新築工事に係る経過資料について、3加工に対する補助金の支出根拠及び条例規則について、4幼稚園新築工事に係る経過資料について、5幼稚園新築工事に対する町の補助金の支出根拠及び条例規則について、資料の説明を総務課、商工観光課、生活福祉課より受けた。第4回特別委員会、令和元年8月19日、1町有地払い下げによる加工場新築工事について、2幼稚園新築工事に対する町の補助金支出について、今回より商工観光課、生活福祉課職員に対し、証人喚問の形をとり、提出書類の質疑を行い、より深い調査を実施する上での問題点を確認した。第5回特別委員会、令和元年9月6日、1幼稚園新築工事に対する町の補助金支出調査に関する今後について、2町有地払い下げによる加工場新築工事調査に関する今後について、二つの調査事項があるが、並行調査では混乱を来しかねないので、まずは幼稚園新築工事に係る補助金支出調査に関する事項から進め、めどがついてから食品加工会社の新築工事に係る町有地払い下げ及び補助金の支出に関する事項の調査を実施することとした。第6回特別委員会、令和元年10月11日、幼稚園新築工事に対する町の補助金支出調査に関する調査について、生活福祉課職員に対して補助金申請交付について証人喚問を行うが、時間的混雑があり、調査質問が非効率であることが委員会から上がり、時系列の概要表の必要性を執行部、委員会ともに確認した。第7回特別委員会、令和元年10月21日、午前中、生活福祉課の担当職員より幼稚園新築工事に係る町の補助金支出、調査関連資料、会計検査対象資料について詳しく説明を受け資料確認を行った。午後から幼稚園新築工事に対する町の補助金支出調査に関する補足調査について、入札のあり方について質疑があった。第8回特別委員会、令和元年11月1日、幼稚園新築工事に対する町の補助金支出調査について、幼稚園理事長への証人喚問を実施した。入札等の詳しいことは設計業者に任せたとのことであった。それにより設計士の証人喚問を行うことを決定した。第9回特別委員会、令和元年11月11日、幼稚園新築工事に対する町の補助金支出調査、工事入札に関する資料調査について、設計士への証人喚問を実施した。公共工事ではなく民間の事業としてとらえ、指名業者には図面、仕様書をメールで送信したとのことであった。第10回特別委員会、令和元年11月25日、幼稚園新築工事に対する町の補助金支出調査について、用地園

園長の証人喚問を実施した。町有地払い下げによる加工場新築工事の追加の資料について、商工観光課課長及び担当主幹の証人喚問を実施する。1について、理事会評議会の議事録について証人喚問を実施した。2について産業用分譲地について加工場に決定した経緯がわかる時系列資料についての説明質疑を行った。あさぎり町産業活性化協議会幹事会で審議された内容がわかる一連の資料について説明質疑を行った。その後特別委員会での協議、令和元年12月3日、設計業者により届いた図面97万円の考察の結果、入札関係書類として入札書入札書作成に向け、工事費積算可能かを建設課担当者に専門的見地により判断を仰いだ。その結果、この図面で積算可能であり、町も県も同様の図面から積算しているとの答えだったが、参考資料として金抜き設計書を添付することもあるとの説明があった。以上町有地払い下げ及び補助金の支出等に関する調査特別委員会の中間報告とする。令和元年12月13日、町有地払い下げ及び補助金の支出等に関する調査特別委員会委員長小見田和行。以上であります。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。岩本議員。

○議員（1番 岩本 恭典君） この特別委員会の方に委員長にお伺いしたいんですけど、これの最終的な報告というのは決めて行ってる状況でしょうか。最終的に。

○町有地払下げ及び補助金の支出等に関する調査特別委員長（小見田 和行君） はい、お答えいたします。一応申し添えておきますけど、会議規則37条の4という項目で個人的な意見を述べられませんので、ある程度みんなの協議のもとに表明するのが筋でございますけど、一応最終的に今第1の調査事項がややもう終息に迎えつつあって、次にまた新たにもう一つありますので、加工場に関します調査に入るわけですけど、それが終わって最終的にいろんな提案とか、いろんなことに対しては、最終報告でもう少し詳しい報告をしたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 岩本議員。

○議員（1番 岩本 恭典君） 中に、幼稚園と食品加工会社がありますけど、やっぱりこの関係する双方のことを考えるとですね、やっぱり対外的なですねやっぱり信用とか、風評等を考えた場合に、ある程度やっぱり配慮すべきことなもんですから、その辺はなるべく短期間のうちに決めてもらわないとこの二つの会社にとっては、そういうものを懸念されるので、ぜひそこに配慮されて、速やかに最終的な結果を出してほしいと思っております。

○町有地払下げ及び補助金の支出等に関する調査特別委員長（小見田 和行君） 関係ですね、関係される方に対しての配慮は、当初から委員会で申し合わせておりまして、今回の報告書の中にも固有名詞等は省いております。いつ終わるかということは、委員会でですね協議の上、できるだけ早くという感じでありますけど、粛々と調査を進めたいと思っておりますので、委員会に持ち帰りその辺のことを協議してまいりたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。森岡議員。

○議員（8番 森岡 勉君） 8番、森岡でございます。まずはですね、委員の皆さん方では長きにわたって調査にかかわっていただきましたことにつきまして御礼申し上げたいとともに、特に委員長さんはですね会議の取りまとめとか、いろんなそういった手続に御苦労なさっているところだと思います。まず関連することで今1番議員から申されましたように、この会を設置したときに当時の今当委員長が、年内には完結したいという私はそういう言葉を認識しておりましたので、まずいつごろになるのかなという話を聞いたかあったんですが、お答えの中で委員会で協議するということであればですね、諸問題にも配慮いただきまして早目にこう結論が導かれるようお願いをしたいということが1点と、それから今回はですね、特別委員会設置の理由に、我々議員の政治姿勢動議的な責任等が問われております。そういった問題等が今回の会議の中で協議されて、実際にそれに携わった議員がおるのか、そういったところが表明できればお願いしたい。

○町有地払下げ及び補助金の支出等に関する調査特別委員長（小見田 和行君） これに当たりましてはまだ調査途中でございまして、その辺のところに関する表明は本日ではできないものと思っております、これもまた委員会に諮りましてその時期とかについても進めていきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 森岡議員。

○議員（8番 森岡 勉君） この途中途中の中でですね関係された中から証人を喚問されたということでございますので、そういったところで事実確認がとれたんじゃないかと私は確認したもんですから、そういったお尋ねでございますので、後で答えていただくのであればそれでも結構でございます。

○町有地払下げ及び補助金の支出等に関する調査特別委員長（小見田 和行君） 私がさっき申しましたように、自己の意見を超えられないという部分がございますので、やはり今日の発言につきましても、委員会で一応確認をもって中間報告すべきというところでございますけど一応タブレットに流した段階でございますので、一応みんなに諮りましてですね、それはもう最終的な報告として二つの案件が終わったところで表明させていただきたいと思えます。それでよろしいですか。

◎議長（徳永 正道君） 森岡議員。

○議員（8番 森岡 勉君） 多分こうそういった方々が名前が出るといろんな営業もしくはそういった関連する方々についてはちょっと迷惑がかかるんじゃないかなと思ったもんですから、そういったところをお尋ねしたところでございます。

◎議長（徳永 正道君） ほかに。久保田議員。

○議員（15番 久保田 久男君） お尋ねします。今日中間報告を伺いまして、加工場等幼稚園の関連のことがちょっとまじりまして、少しわかりにくかったなと思いがしました。それとですね、この委員会の進め方についてということで、第2回のときに検討されておりますが、私この100条特別委員会が設置に当たっては、町民の方からの要請書が出ておりましたよね。そこら辺も加味されて提案されたわけですが、私は当初ですね、やはりその町民の方の要請書を出された方の代表者ですかね。やっぱり招聘して証人喚問といえますかそれから始めるべきではなかったのかなと思いがいたします。といえますのも、再三提案のときに言われましたとおり政治問題化しているということでありました。その政治問題化していることがまず私たちは理解できませんでしたので、いきなりと言いますかもう対象である幼稚園建設それから加工場建設に当たることから入られたことに対してですね少し私は疑問を持ってました。そこら辺はどうお考えでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 今質問中でございます。久保田議員。今中間報告の段階でございますので、そのような質疑は最終報告の中でいろんなまた調査結果が出たところで質疑をお願いしたいというふうに思いますが、それでよろしいですか。それでは暫時休憩をいたします。

休憩 午後3時33分

再開 午後3時35分

○町有地払下げ及び補助金の支出等に関する調査特別委員長（小見田 和行君） 議員の質問に対しまして答えられる範囲でお答えいたします。

◎議長（徳永 正道君） 失礼しました。休憩前に引き続き会議を再開いたします。小見田委員長。

○町有地払下げ及び補助金の支出等に関する調査特別委員長（小見田 和行君） お答えいたします。特別調査委員会ですね設置されたときの調査事項が2項目ありますので、その2項目のみについての調査でございますので、それ以外のことについては調査する権限がございませんのでいたしておけません。以上です。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑を終わります。以上で町有地払い下げ及び補助金の支出等に関する調査特別委員会の中間報告を終わります。

◎議長(徳永 正道君) お諮りします。本定例日で議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することに決定しました。

◎議長(徳永 正道君) 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和元年度あさぎり町議会第8回会議を閉会いたします。

●議会事務局長(大林 弘幸君) 起立願います。礼。

午後3時37分 閉 会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 2 年 1 月 2 9 日

議 長 徳 永 正 道

署名議員 豊 永 喜 一

署名議員 永 井 英 治